

官報

昭和五十二年六月九日

○第八十回 参議院會議録第十八号

昭和五十二年六月九日(木曜日)

午後五時二十四分開議

○議事日程 第十八号

昭和五十二年六月九日

午前十時開議

第一 アメリカ合衆国の地先沖合における漁業に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)

第二 経済協力に関する日本国とモンゴル人民共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)

第三 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第四 豪雪対策に関する請願

第五 水産業緊急対策に関する請願

第六 牛肉等輸入の抑制措置に関する請願

第七 卸売市場における野菜保冷施設の整備強化に関する請願(二件)

第八 漁業関係法令違反に関する罰則強化に関する請願

第九 非補助農道整備事業に対する融資率の改善に関する請願

第一〇 農林漁業金融公庫盛岡支店の設置に関する請願

第一一 冷害対策の確立に関する請願

昭和五十二年六月九日 参議院會議録第十八号

第二二 北上山系地域の開発事業の促進に関する請願

第二三 食糧備蓄法(仮称)の制定促進に関する請願

第二四 沿岸漁場の開発整備に関する請願

第二五 畜産物の輸入規制に関する請願

第二六 酪農経営の振興に関する請願

第二七 畜産農家の経営安定化に関する請願(二件)

第二八 秋田県仙北平野水利事業等土地改良事業の促進に関する請願

第二九 私学に対する大幅公費助成に関する請願(八十四件)

第三〇 私立学校助成措置に関する請願

第三一 公立学校施設整備に対する国庫補助率の引上げ及び国庫補助対象の拡充に関する請願

第三二 養護教諭の配置に関する請願

第三三 司書教諭の即時発令、学校司書制度の法制化に関する請願(三十四件)

第三四 教職員定数の配当基準の改善に関する請願(二件)

第三五 国立能楽堂早期設立に関する請願(七件)

第三六 公立高校建設に対する国庫補助制度確立等に関する請願(二百五十五件)

第三七 希望するすべての子どもに行き届いた高校教育の保障に関する請願

アメリカ合衆国の地先沖合における漁業に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件(二件)

の件

第二八 障害者・児の教育の保障に関する請願
第二九 三重県の斎王宮址の保存・整備に関する請願(六件)
第三〇 幼児教育の振興と幼稚園教職員待遇改善に関する請願(二件)
第三一 子どもの未来を守り、豊かな教育・文化振興等に関する請願(三件)
第三二 学校災害補償法(仮称)の制定に関する請願(二件)
第三三 学校災害補償法制定等に関する請願
第三四 水道に対する財政援助の強化に関する請願
第三五 地方財政対策の強化に関する請願
第三六 地方財政危機を打開し、住民サービス低下と諸料金値上げ防止に関する請願(六十一件)
第三七 地方財政対策強化に関する請願(十三件)
第三八 地方超過負担の解消に関する請願(二件)
第三九 北方領土復帰実現に関する請願

○本日の会議に付した案件

一、日程第一より第三まで
一、国際観光文化都市の整備のための財政上の措置等に関する法律案(衆議院提出)
一、労働安全衛生法及びじん肺法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
一、北西太平洋のソヴィエト社会主義共和国連邦の地先沖合における千九百七十七年の漁業に関する日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の協定の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)
一、日程第四より第三九までの請願及びロッキード事件の徹底説明に関する請願外二千五十五件の請願
一、委員会の審査及び調査を閉会中も継続する

○議長(河野謙三君) これより会議を開きます。

日程第一 アメリカ合衆国の地先沖合における漁業に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件
日程第二 経済協力に関する日本国とモンゴル人民共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件
(いずれも衆議院送付)

日程第三 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
以上三件を一括して議題といたします。
まず、委員長長の報告を求めます。外務委員長寺本広作君。

審査報告書

アメリカ合衆国の地先沖合における漁業に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件
右は全会一致をもって承認すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十二年六月七日

外務委員長 寺本 広作

参議院議長 河野 謙三殿

要領書

一、委員会の決定の理由
この協定は、米国が本年三月一日から同国の「一九七六年漁業保存管理法」に基づき、米国の地先沖合の生物資源に対し漁業管理権を行使していることにかんがみ、同地先沖合における漁業に関する妥当な条件を確立するため、漁獲量の決定、許可証の発給、料金の支払等について両国がとるべき措置、米国が行使する取締権及び裁判権、両国の間の協議及び協力等について定め

昭和五十二年六月九日 参議院會議録第十八号

たものである。この協定の締結により、我が国漁船が米国地先沖合で引き続き操業することが確保されるので、妥当な措置と認めた。

また、日本国が合衆国の地先沖合における公海の生物資源の合理的な管理及び保存に協力してきたこと並びに日本国の国民及び船舶が伝統的にこの資源の開発及び利用に従事してきたことを認め、相互に関心を有する漁業に関する妥当な条件を確立することを希望して、次のとおり協定した。

アメリカ合衆国の地先沖合における漁業に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件
右は本院において承認することを議決した。
よつて国会法第八十三条により送付する。
昭和五十二年五月二十四日

衆議院議長 保利 茂
参議院議長 河野 謙三殿

アメリカ合衆国の地先沖合における漁業に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

アメリカ合衆国の地先沖合における漁業に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

アメリカ合衆国の地先沖合における漁業に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定

日本国政府及びアメリカ合衆国政府は、合衆国の地先沖合における漁業資源の合理的な管理、保存及び最適利用に関する両政府の共通の関心を考慮し、海洋法に關して新たな国際的な発展が見られたことを確認し、

合衆国が、その距岸二百海里の内側に、同国がすべての魚類に対して漁業管理権を行使する漁業保存水域を設定したこと並びに合衆国が、同国に属する大陸棚の生物資源に対して及び同国起源の溯河性魚種に対してその全回遊域を通じて漁業管

アメリカ合衆国の地先沖合における漁業に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件外二件

理権を行使していることを認め、

また、日本国が合衆国の地先沖合における公海の生物資源の合理的な管理及び保存に協力してきたこと並びに日本国の国民及び船舶が伝統的にこの資源の開発及び利用に従事してきたことを認め、相互に関心を有する漁業に関する妥当な条件を確立することを希望して、

第一条

日本国政府及び合衆国政府は、合衆国の地先沖合における相互に関心を有する漁業資源の効果的な保存、最適利用及び合理的な管理を確保し、並びに合衆国が漁業管理権を行使する同国の地先沖合の生物資源の日本国の国民及び船舶による漁獲に関する原則及び手続についての共通の了解を確立することを約束する。

第二条

(1) 「漁業保存水域」とは、合衆国の領海に接続し、その外側の境界がいずれの点をとつても同国の領海の幅が測定される基線から二百海里となるように引かれた線からなる水域をいう。

(2) 「合衆国の地先沖合の生物資源」とは、漁業保存水域内のすべての魚類、合衆国の淡水水域又は河口水域で産卵し、外洋水域に回遊するすべての溯河性魚種（以下「合衆国起源の溯河性魚種」といふ）、その回遊域のいずれの部分にあるかを問わない、及び採捕に適した段階において海底面若しくはその下で静止しており又は絶えず海底に接触していなければ動くことができない合衆国に属する大陸棚の定着性の種族をいう。

(3) 「魚類」とは、ひれを有する魚類、軟体動物、甲殻類その他のすべての海産動物（ただし、海産哺乳動物、鳥類及びその生活史の中で大洋の水域において広大な範囲にわたつて産卵しかつて回遊するまぐろ類を除く）をいう。

(4) 「漁業資源」とは、保存及び管理のために単位として取り扱うことができ、かつ、地理的、科学的、技術的、リクリエーション上の及び経済的特性に基づき識別される一又は二以上の魚種をいう。

(5) 「漁業」とは、漁業資源の漁獲をいう。
「漁獲」とは、次の(A)から(D)までをいう。ただし、科学調査船によつて行われる科学調査活動その他の公海の合法的な使用は含まない。
(A) 魚類を採捕すること。
(B) 魚類を採捕しようとする試みすること。
(C) 魚類を採捕する結果になると合理的に予想し得るその他の活動
(D) (A)から(C)までに掲げる活動を直接に補助し又は準備するための海上における作業

(6) 「漁船」とは、次の(A)から(C)までのいずれかのために使用されているか、使用されるよう設備がされているか又は通常使用される種類の船舶その他の舟艇をいう。
(A) 漁獲
(B) 漁獲に關係する何らかの活動（準備、補給、貯蔵、冷蔵、輸送及び加工を含む）をすること。
(C) 海上において一又は二以上の船舶が(A)又は(B)の活動をするのを援助し又は補助すること。

(7) 「海産哺乳動物」とは、らっこ、海牛類、ひれ脚類及びくじら類を含む海洋の環境に形態学上適応している哺乳動物並びに北極くまのように主として海洋の環境に生息する哺乳動物をいう。

(8) 「海産哺乳動物」とは、らっこ、海牛類、ひれ脚類及びくじら類を含む海洋の環境に形態学上適応している哺乳動物並びに北極くまのように主として海洋の環境に生息する哺乳動物をいう。

(9) 日本国政府及び合衆国政府は、この協定の実施、次条の規定に従つて合衆国政府が行う決定及び相互に関心を有する漁業の分野における協力の発展（相互に関心を有する漁業に関する科学的資料の収集及び分析のための適当な多数国間機構の設立を含む。）に關し、定期的に両政府間で協議を行う。

第六条
日本国政府及び合衆国政府は、合衆国起源の溯河性魚種が、その回遊域内の一部の水域で他国起源の溯河性魚種と混交している事実にかんがみ、当該水域における溯河性魚種についての必要な保存措置に關して協議を行う。

第三条
日本国政府及び合衆国政府は、この協定の実施、次条の規定に従つて合衆国政府が行う決定及び相互に関心を有する漁業の分野における協力の発展（相互に関心を有する漁業に関する科学的資料の収集及び分析のための適当な多数国間機構の設立を含む。）に關し、定期的に両政府間で協議を行う。

第四条
合衆国政府は、合衆国の地先沖合の生物資源に關し、適当な場合には前条に規定する日本国政府との協議を考慮に入れ、魚種に影響する予見されなかつた事情により必要となる調整を行うことがあることを条件として、毎年、次のことを決定する。

(A) 入手可能な最良の科学的証拠を基礎として、かつ、資源の最適生産を継続的に達成するため、魚種の相互依存関係、国際的に受け入れられている基準及びその他のすべての関連要素を考慮して決定される各漁業資源についての総漁獲可能量
(B) 各漁業資源の総漁獲可能量のうち、各年に、合衆国の漁船によつて収穫される部分
(C) 過度の漁獲を防止するために必要な措置
2 合衆国政府は、1の決定を時宜を失することなく日本国政府に通知する。

第五条
前条1(B)の規定に従つて日本国の漁船による収穫に供される部分を決定するに当たり、合衆国政府は、最適利用を促進し、かつ、特に、日本国の国民及び船舶による伝統的漁獲、漁業調査及び魚種の識別に対する日本国の貢献、取締りに関する並びに相互に関心を有する漁業資源の保存及び管理に關する日本国の従来からの協力、並びに日本国の漁船が合衆国の地先沖合の生物資源を常習的に漁獲してきた場合にあつては経済的混乱を最小にする必要性を考慮に入れる。

第六条
日本国政府及び合衆国政府は、合衆国起源の溯河性魚種が、その回遊域内の一部の水域で他国起源の溯河性魚種と混交している事実にかんがみ、当該水域における溯河性魚種についての必要な保存措置に關して協議を行う。

第七条
日本国政府及び合衆国政府は、この協定の実施、次条の規定に従つて合衆国政府が行う決定及び相互に関心を有する漁業の分野における協力の発展（相互に関心を有する漁業に関する科学的資料の収集及び分析のための適当な多数国間機構の設立を含む。）に關し、定期的に両政府間で協議を行う。

第八条
日本国政府及び合衆国政府は、この協定の実施、次条の規定に従つて合衆国政府が行う決定及び相互に関心を有する漁業の分野における協力の発展（相互に関心を有する漁業に関する科学的資料の収集及び分析のための適当な多数国間機構の設立を含む。）に關し、定期的に両政府間で協議を行う。

第九条
日本国政府及び合衆国政府は、この協定の実施、次条の規定に従つて合衆国政府が行う決定及び相互に関心を有する漁業の分野における協力の発展（相互に関心を有する漁業に関する科学的資料の収集及び分析のための適当な多数国間機構の設立を含む。）に關し、定期的に両政府間で協議を行う。

第十条
日本国政府及び合衆国政府は、この協定の実施、次条の規定に従つて合衆国政府が行う決定及び相互に関心を有する漁業の分野における協力の発展（相互に関心を有する漁業に関する科学的資料の収集及び分析のための適当な多数国間機構の設立を含む。）に關し、定期的に両政府間で協議を行う。

第七條

日本国政府は、次のことを確保するため、すべての必要な措置をとる。

- (A) 日本国の国民及び船舶が、この協定に従つて認められる場合を除くほか、合衆国の地先沖合の生物資源の漁獲を差し控えること。
- (B) この協定に基づいて漁獲に従事するすべての漁船が、この協定に基づいて定められる条件に従うこと。
- (C) いかなる漁業についても、第四条1(B)にいう部分を越えないこと。

第八條

1 日本国政府は、合衆国政府に対し、この協定の不可分の一部をなすこの協定の附属書1の規定に従い、合衆国の地先沖合の生物資源の漁獲に従事することを希望する日本国の各漁船の識別及び操業に関する情報を提供する。

2 合衆国政府は、1の情報を受領したときは、日本国の漁船がこの協定の規定に従つて合衆国の地先沖合の生物資源の漁獲に従事することを可能にするため、合衆国の関係法律に基づく許可証の発給を含む必要な行政上の措置をとる。この措置は、この協定の実施を容易にし並びに合衆国の地先沖合の生物資源の保存及び管理を確保するための妥当な料金の支払の要求を含むことができる。

第九條

日本国政府は、日本国の国民及び船舶が、合衆国が締結国である海産哺乳動物に関する国際協定に別段の定めがある場合又は合衆国政府によつて定められた海産哺乳動物の漁獲についての個別の許可及び規制に従う場合を除くほか、漁業保存水域内において、海産哺乳動物を脅かし、狩猟し、捕獲し若しくは殺し、又は、脅かし、狩猟し、捕獲し若しくは殺そうと試みることを差し控えることを確保する。

第十條

日本国政府は、日本国の漁船が、この協定に基づ

づく漁業を行うに当たり、第八条2の規定に従つて合衆国政府がとる行政上の措置に従うことを確保する。

第十一條

1 日本国政府は、この協定に従つて合衆国の地先沖合の生物資源を漁獲する日本国の各漁船が、正当に権限を有する合衆国の取締官による当該漁船への乗船及び当該漁船の検査を許容し及び助けること並びに取締行為が行われる場合にはこれに協力することを確保するため、適当な措置をとる。

2 合衆国政府の当局によつて日本国の漁船が拿捕され又は日本国の漁船の乗組員が逮捕されたときは、日本国政府に対し、その旨が外交上の経路を通じて速やかに通告される。

3 拿捕された漁船及び逮捕された乗組員は、裁判所が決定する妥当な供託金又はその他の保証を条件として、速やかに釈放される。

第十二條

合衆国は、この協定又はこれに基づいてとられる行政上の措置に従わない日本国の漁船又はその所有者若しくは運航者に対し、合衆国の法律に従い、妥当な刑を科する。

第十三條

日本国政府及び合衆国政府は、合衆国の地先沖合の生物資源の管理及び保存のために必要な科学調査の実施（相互に関心を有する魚種の管理及び保存のための入手可能な最良の科学的情報の収集を含む。）について協力することを約束する。両政府の権限のある機関は、この協力を容易にするために必要な取決めを行う。この協力には、情報及び科学者の交換、調査計画を準備し及びその進捗状況を検討するための科学者間の定期的な会合並びにこの協定の不可分の一部をなす附属書2の規定に従つた統計上及び生物学上の関係情報の収集及び記録保管のための統一的体系の実施及び維持を含む。

第十四條

この協定のいかなる規定も、内水、領海、公海又は沿岸国の管轄権若しくは権限（漁業資源の保存及び管理に係るものを除く。）の範囲に関するいずれの政府の立場にも影響を与え又はこれを害するものではない。

第十五條

この協定の附属書は、公文の交換の形式による両政府間の合意により修正することができる。

第十六條

1 この協定は、それぞれの国によりその国内手続に従つて承認されなければならない。この協定は、その後日本国政府と合衆国政府との間で相互に合意される日に公文の交換を通じて効力を生じ、千九百八十二年十二月三十一日まで効力を存続する。ただし、いずれか一方の政府が十二箇月の予告をもつて終了の通告を行うことによりそれよりも早い日にこれを終了させる場合は、この限りでない。

2 この協定は、効力発生の二年後又は第三次国際連合海洋法会議の結果としての多数国間条約が採択された時に、両政府によつて再検討される。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの協定に署名した。

千九百七十七年三月十八日にワシントンで、ひとしく正文である日本語及び英語により本書二通を作成した。

日本国政府のために

東郷文彦

アメリカ合衆国政府のために

ロザリオン・リッジウェイ

附属書1

合衆国の地先沖合の生物資源の漁獲に日本国の

漁船が従事することを認める各年ごとの許可証の申請及び発給は、次の手続に従つて行われる。

1 日本国政府は、合衆国政府に対し、この協定に従つて漁獲に従事することを希望する日本国の各漁船のために申請を行う。この申請は、合衆国政府がこのために定める様式により行われる。

2 この申請には、次のことを明記する。

- (A) 許可証を求めている漁船の船名及び公式番号又はその他の識別材料並びに当該漁船の所有者及び運航者の氏名及び住所
- (B) トン数、積載量、速度、加工設備、漁具の種類及び数量並びに当該漁船の漁獲の特性に関するその他の情報であつて要請されるもの
- (C) 当該漁船が行うことを希望する各漁業の明細
- (D) 当該許可証の有効期間内に当該漁船が予定している魚種別の漁獲量又は漁獲トン数
- (E) 当該漁獲が行われる海域及び漁期
- (F) 要請されるその他の関連情報

3 合衆国政府は、各申請を審査し、漁業資源の管理及び保存に関連して必要となる条件及び制限並びに必要とされる料金を決定する。合衆国政府は、この決定を日本国政府に通知する。

4 日本国政府は、3の通知を受けたときは、合衆国政府に対して、3にいう条件及び制限を受諾するか又は拒否するかを通知し、拒否する場合にはその拒否の理由を通知する。

5 日本国政府によつて3にいう条件及び制限が受諾され、かつ、料金が支払われたときは、合衆国政府は、前記の申請を承認し、日本国の各漁船のために許可証を発給する。この許可証の発給により、当該各漁船は、この協定及び許可証に規定される条件に従つて漁獲することを認められる。この許可証は、個々の漁船に対して発給されるものとし、譲渡されてはならない。

6 日本国政府が合衆国政府に対して具体的な条件及び制限についての拒否の理由を通知した場合、両政府は、これにつき協議を行うこと

昭和五十二年六月九日 参議院會議録第十八号

ができる。日本国政府は、この協議の後、修正した申請を提出することができる。

附屬書

この附屬書に定める手続は、魚種の資源状態の評価及び漁業資源の管理の継続的な必要性にかんがみ、これに貢献するために定められている。しかしながら、標準的手続の変更又は特定の研究のための追加資料が随時必要となることがあり得る。また、漁業の形態も変化するのである。このため、この手続は必要な変化に適應できるように十分に柔軟であることが必要となる。

次に規定するすべての資料が、合衆国商務省国家海洋漁業局の指定された代表者に提出される。

1 漁獲量及び漁獲努力量に関する統計

A 大西洋岸

各四半期の終了後三箇月後に、当該四半期に關して、三十分区画水域別の、かつ、二週間の期間ごとの漁獲量及び漁獲努力量に関する統計が、漁船ごとに報告される。この統計は、すべての魚種及び漁具の種類について、三十分区画のストラット二十一B型様式、磁気テープ、電子計算機カード又はプリン・アウトを使用して提出される。

漁船の操業日誌中の資料は、選定された特定の共同評価研究に供される。また、2に定める標本の採集は、操業日誌に注釈として記入されるものとする。

B 太平洋岸

次に掲げる年間の漁獲量及び漁獲努力量に関する統計が、翌年の五月三十日まで提出される。

メートル・トンで表示される漁獲量並びに底びき網の曳網時間数で表示される漁獲努力量、はえなわの単位(個)で表示される漁獲努力量、かごの数で表示される漁獲努力量、はえなわ又はかごの沈設時間数で表示される漁獲努力量、デンマーク式網の曳網回数で表示される漁獲努力量及び操業日

アメリカ合衆国の地先沖合における漁業に關する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の締結について承認を求

六一八

数で表示される漁獲努力量
これらの統計は、船舶階層別、漁具の種類別、月別、緯度三十分・経度一度の統計区域別及び次に掲げる魚種別のものとする。

こがねがれい
しゆむしゆがれい
アラスカあぶらがれい
うまがれい
ドイヴァーなめた
その他のかれい類
アラスカめねけ
その他のめねけ類
まだら
ぎんだら
すけとうだら
きたのはつけ
たらばがに
ずわいがに
にしん
千メートル・トンを超えて漁獲されたその他の魚種
その他のすべての魚種

これらの年間の漁獲量及び漁獲努力量に関する統計は、磁気テープ、電子計算機カード又はプリント・アウトを使用して提出される。前記の年間統計報告に加えて、メートル・トンで表示される漁獲量及び漁獲努力量における操業隻日数で表示される漁獲努力量に関する暫定的な月間漁獲情報、翌月の終わりに提出される。これらの情報は、漁具の種類別、船舶階層別、次の(1)に掲げる魚種別及び次の(2)に掲げる北太平洋漁業国際委員会(I N P F C)の統計区域別のものとする。

(1) たらばがに
ずわいがに
すけとうだら
まだら
めねけ類

2

A 大西洋岸

(1) 体長・年齢組成に關する標本

a 漁獲の行われる各月につき、全協定水域について三十分区画の区域別に、かつ、漁具の種類(着底びき網、中層びき網、きんちやく網等)及び海層(着底、中層等)の組合せごとに、標本が採取されるものとする。標本は、前記の分類の範囲内で、千メートル・トンごとに(千メートル・トンに満たない部分についてはその端数について)一の標本が採取されるものとする。

b 各標本について記録する事項

船舶分類(底びき船、まき網船等)
漁獲方法(中層びき等)
底びき網の具体的種類(その構造の説明及び網尺による図面を含む。)
網目の大きさ
当該曳網による漁獲量中標本を採取し

(2) ベーリング海(第一、第二、第三及び第四小区域)

アリコーンシヤン海区
シユマギン海区
チリコフ海区
コディアック海区
ヤクタット海区
南東海区
シャロット海区
ヴァンクローヴァー海区
コロンビア海区
ユニレカ海区
モンテリール海区
コンセブション海区
その他の指定海区

生物學上の統計

た魚種のトン数

標本を採取した魚種の総重量
曳網時刻
日付

曳網位置の緯度及び経度
標本採取の手続

(i) 魚種別に漁獲物を分類する場合

(a) 魚種別にそれぞれ約五十尾からなる四の標本を、一回の曳網から無作為に採取する。(一回の曳網につき二百尾に満たない魚種については、約二百尾が標本として採取されるまで曳網を通じて採取を続ける。)

(b) 尾又長を、センチメートル単位で測定する。その他の測定単位を使用する場合には、換算のための適当な情報が提供されなければならない。

(c) 各魚種について、尾又長が一センチメートル異なるごとに一尾の補助標本を採取し、適当な場合にはうろこ及び耳石を採取する。成魚については、性別を記録する。

(ii) 魚種別に漁獲物を分類しない場合
(a) それぞれ約三十キログラムの二の標本を、一回の曳網から無作為に採取する。

(b) 尾又長を、魚種別にセンチメートル単位で測定する。その他の測定単位を使用する場合には、換算のための適当な情報が提供されなければならない。

(c) 各魚種について、尾又長が一センチメートル異なるごとに一尾の補助標本を採取し、適当な場合にはうろこ及び耳石を採取する。成魚については、性別を記録する。

(2) 体長・体重に關する標本

各主要魚種(例えば、協定水域における年間漁獲量が五百メートル・トン又はそれを超えることが予想されるもの)につき、北西大西洋漁業国際委員会(ICNAF)の定める区域ごとに、かつ、月別に、一の標本を採取し、当該標本中の各個体についてグラム単位で体重を測定し、及びミリメートル単位で体長を測定するものとする。各標本は、体長が一センチメートル異なるごとに当該魚種の魚類十尾を含むものとする。各体長範囲の魚類は、必要な場合には、数日にわたる数回の漁獲により採取した魚類から集めることができる。小さい魚類については、海上での個体別の体重の測定が正確でない場合には、同じ体長級の適当数の魚類を集めて体重を測定する。成魚については、性別を記録する。

B

太平洋岸

漁獲される個々の魚類の代表的な体長、年齢及び体重を決定するため、日本国の漁船による生物学上の標本採取が、日本国及び合衆国の科学者の間の協議を通じて作成され及び調整される手続に従って行われ、標本の測定値がかかる手続に従い必要に応じて記録される。

これらの標本が採集されたときは、日本国政府は、次のものを含む年別の生物学上の統計を翌年の五月三十日まで提出する。

- (1) 船舶階層別、漁具の種類別、月別、緯度三十分・経度一度の統計区域別、性別並びに年間の漁獲量及び漁獲努力量に関する統計のために1Bに掲げる魚種別の体長組成資料

(2) 1BのINPFC統計区域別の各主要魚種(例えば、協定水域における年間漁獲量が五百メートル・トン又はそれを超えるもの)の体長・体重に関する資料。科学的必要性がある場合には、年

齢査定のため、うるこ又は耳石の標本を採取する。

3 必要とされるその他の統計

分析のため更に統計が必要とされる場合並びに1及び2に規定するもの以外の魚種又は水域について漁業が行われる場合には、これについての資料の収集及び報告の手続が、日本国及び合衆国の科学者の間の協議を通じて作成され、及び調整される。

審査報告書

経済協力に関する日本国とモンゴル人民共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件

右は全会一致をもって承認すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十二年六月七日

参議院議長 河野 謙三殿
外務委員長 寺本 広作

要領書

一、委員会の決定の理由

この協定は、我が国政府が、モンゴル政府に対し、カシミヤ及びラクダの毛の加工工場の建設のため、四年間にわたつて五十億円を限度とする額の贈与を日本国の生産物及び日本国民の役務を供与することにより行うことを定めたものである。この協定の締結は、ノモンハン事件等による両国間の一種のわだかまりを払拭することとなり、今後の両国間の友好関係の促進に貢献するものと考えられるので、要当な措置と認めた。

二、費用

この協定を実施するため、四年間にわたり総額五十億円を限度とする額の支出を要するが、初年度分として昭和五十二年度予算に十五億千六百三十九万円が計上されている。

経済協力に関する日本国とモンゴル人民共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件

右は本院において承認することを議決した。よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和五十二年五月二十四日

衆議院議長 保利 茂
参議院議長 河野 謙三殿

経済協力に関する日本国とモンゴル人民共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件

経済協力に関する日本国とモンゴル人民共和国との間の協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

経済協力に関する日本国とモンゴル人民共和国との間の協定

日本国政府及びモンゴル人民共和国政府は、両国間の外交関係が千九百七十二年二月二十四日に開設されたこと及びこれより前に存在した事象から生じ、かつ、両国間で解決を要する懸案は何ら存在しないことがそのときに確認されたことを想起し、

両国間の友好関係を強化し、及び両国間の経済協力を促進することを希望して、

次のとおり協定した。

第一条

1 日本国政府は、モンゴル人民共和国政府に対し、五十億円(五、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇円)を限度とする額の贈与を行う。

2 贈与は、モンゴル人民共和国政府により次に掲げる生産物及び役務を購入するために使用される。

(a) 一のカシミヤ及びラクダの毛の加工工場(以下「工場」という。)の建設のために必要な日本国の生産物(機械、設備及び資材を含む。)

(b) 工場の建設のために必要な日本国民の役務

3 贈与は、両政府間の合意によつて延長されない限り、この協定の効力発生の日から四年の期間にわたつて使用に供され、かつ、工場の建設の進捗状況を勘案した合理的配分により使用に供される。

この契約は、贈与の対象として適格であることが日本国政府により認証されなければならない。

第三条

1 日本国政府は、認証された契約に基づいてモンゴルの当局が負う債務の弁済に充てるための資金を、モンゴル人民共和国政府又はモンゴルの当局によつて指定される日本国の外国為替公認銀行(以下「銀行」という。)に開設されるモンゴル人民共和国政府名義の勘定に日本円で払い込むことにより、贈与を実施する。

2 払込みは、モンゴル人民共和国政府又はモンゴルの当局が発行する支払授權書に基づいて銀行が支払請求書を日本国政府に提出した時に行われる。

3 勘定の目的は、日本国政府が払い込む日本円を受領すること及び日本国民又は日本国民の支配する日本国の法人に対する支払を行うことに限られる。

4 勘定への貸記及び借記に関する手続細目は、銀行とモンゴル人民共和国政府又はモンゴルの当局との間の協議により合意される。

第四条

1 モンゴル人民共和国政府は、工場の建設について責任を負い、かつ、次のことのために必要な措置をとる。

(a) 工場の建設のために必要なすべての経費

〔寺本広作君登壇、拍手〕

○寺本広作君　ただいま議題となりました条約二件及び法律案一件につきまして、外務委員会における審議の経過と結果を御報告いたします。

まず、米国の地先沖合における漁業に関する日米協定は、米国が本年三月一日から同国の地先沖合いの生物資源に対し漁業管理権を行使していることにかんがみ、この水域におけるわが国の漁船の操業を引き続き確保することを目的とするものでありまして、米国による漁獲量の決定、操業許可証の発給及び料金支払いの要求、これらに関しわが国がとるべき措置、米国が行使する取り締まり権及び裁判権等について定めております。

次に、経済協力に関するモンゴルとの協定は、ノモンハン事件等により蒙とモンゴルとの間のわだかまりを払拭するため、モンゴル側の無償経済協力の要請にこたえようとするものでありまして、わが国政府よりモンゴル政府に対し、四年間にわたって五十億円を限度とする額の贈与を行い、カシミヤ及びラクダ毛の加工工場の建設に必要なわが国の生産物及び役務の購入に使用させること等を定めたものであります。

最後に、在外公館関係の法律案は、新たに独立したアフリカのアンゴラ及びセイシユルにそれぞれ

昭和五十二年六月九日 参議院會議録第十八号

れ兼轄の大使館を設置するほか、マレーシアのペナンに総領事館を、パラグアイのエンカルナシオンに領事館を、それぞれ実館として設置すること、最近の物価上昇にかんがみ子女教育手当の月額を改定すること、特定の在外公館に勤務する職員で館長代理となるべき者の住居手当の限度額を、その職務の特殊性にかんがみ調整すること等を内容とするものであります。

委員会における質疑の詳細は会議録によって御承知を願います。

去る四日質疑を終え、七日の委員会において、公明党の堀出委員及び民社党の田淵委員より、七日の委員会において三案件の採決を行うことに反対する旨の発言があった後、三案件を直ちに討論、採決すること多数をもって決定し、次いで討論、採決の結果、条約二件はいずれも全会一致をもって承認すべきものと決定し、法律案についても全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告いたします。(拍手)

○議長(河野謙三君) これより採決をいたします。まず、アメリカ合衆国の地先沖合における漁業に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の締結について承認を求める件及び経済協力に関する日本国とモンゴル人民共和国との間の協定の締結について承認を求める件を一括して採決いたします。

○議長(河野謙三君) 賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(河野謙三君) 賛成者起立と認めます。よって、両件は全会一致をもって承認することに決しました。

アメリカ合衆国の地先沖合における漁業に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の締結について承認を求める件外二件 議事日程追加の件 国際観光文化都市の整備のための財政上の措置等に関する法律案の採決を行います。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(河野謙三君) 賛成者起立と認めます。よって、本案は全会一致をもって可決されました。

○議長(河野謙三君) この際、日程に追加して、国際観光文化都市の整備のための財政上の措置等に関する法律案(衆議院提出)を議題とすることにより御異議ございませんか。

○議長(河野謙三君) 御異議ないと認めます。まず、委員長長の報告を求めます。建設委員長小谷守君。

審査報告書
国際観光文化都市の整備のための財政上の措置等に関する法律案
右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

昭和五十二年六月九日
建設委員長 小谷 守
参議院議長 河野 謙三殿

要領書

一、委員会の決定の理由
本法律案は、国際観光文化都市が我が国の国民生活、文化及び国際親善に果たす役割にかんがみ、これらの都市において特に必要とされる施設の整備を促進して国際観光文化都市にふさわしい良好な都市環境の形成を図り、あわせて国際文化の交流に寄与するため、国際観光文化都市の整備に関する事業計画の作成及びこれに基づく事業の円滑な実施に必要なる財政上の措置等について所要の規定を設けるものであつて、妥当な措置と認める。

一、費用
本法施行のため特に費用を要しない。

国際観光文化都市の整備のための財政上の措置等に関する法律案
右の本院提出案をここに送付する。
昭和五十二年五月二十六日
参議院議長 河野 謙三殿 保利 茂

国際観光文化都市の整備のための財政上の措置等に関する法律案

第一条 この法律は、国際観光文化都市が我が国の国民生活、文化及び国際親善に果たす役割にかんがみ、これらの都市において特に必要とされる施設の整備を促進するため、国際観光文化都市の整備に関する事業計画の作成及びこれに基づく事業の円滑な実施に必要なる財政上の措置等について規定し、もつて国際観光文化都市にふさわしい良好な都市環境の形成を図り、あわせて国際文化の交流に寄与することを目的とする。

(定義)
第二条 この法律において「国際観光文化都市」とは、次に掲げる法律が適用される市又は町並びにこれらに市又は町に準ずる市町村のうち、当該市町村に観光、保養等の目的のため滞在し、又は宿泊する者の総数(以下「流動人口」という。)の状況及び当該市町村の財政力が政令で定める基準に適合するもので、政令で指定する市町村をいう。

一 別府国際観光文化都市建設法(昭和二十五年法律第二百二十一号)
二 伊東国際観光文化都市建設法(昭和二十五年法律第二百二十二号)
三 熱海国際観光文化都市建設法(昭和二十五年法律第二百三十三号)

六二二

四 奈良国際観光文化都市建設法(昭和二十五年法律第二百五十号)

五 京都国際観光文化都市建設法(昭和二十五年法律第二百五十一号)

六 松江国際観光文化都市建設法(昭和二十六年法律第七号)

七 芦屋国際文化住宅都市建設法(昭和二十六年法律第八号)

八 松山国際観光文化都市建設法(昭和二十六年法律第十七号)

九 軽井沢国際観光文化都市建設法(昭和二十六年法律第五十三号)

二 主務大臣は、前項の規定による市町村を指定する政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、あらかじめ、都市計画中央審議会の議を経なければならない。

第三条 国際観光文化都市の長は、第一条の目的に照らし、かつ、流動人口の状況を考慮して特に必要とされる都市公園、下水道、道路及びその他政令で定める施設の整備に関する事業計画(以下「事業計画」という。)を作成し、これを主務大臣に提出しなければならない。

2 事業計画には、前項の施設の整備に関する事業の概要及び経費の概算並びに流動人口の状況について定めるものとする。

3 事業計画は、二年ごとに、事業の進行状況等の調査の結果に基づき必要なる改定を行うものとする。この場合においては、前二項の規定を準用する。

(補助金の交付の決定についての特別の配慮)
第四条 国は、事業計画に基づいて施行される事業(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十年法律第七十九号)第二条第二項に規定する補助事業等であるものに限る。)については、当該事業の進行状況、当該国際観光文化都市の財政状況等を勘案して、法令及び予算の範囲内において、補助金の交付の決定に

ついで特別の配慮をするものとする。
(地方債についての特別の配慮等)

第五條 国際観光文化都市が事業計画に基づいて施行する事業に要する経費に充てるために起す地方債については、法令の範囲内において、資金事情及び当該国際観光文化都市の財政状況が許す限り、特別の配慮をするものとする。

2 国は、前項に定めるもののほか、事業計画を達成するため必要があると認めるときは、国際観光文化都市に対し、財政上の措置について適切な配慮をするものとする。

(国等及び国際観光文化都市の長の責務)

第六條 国及び関係地方公共団体は、第一條の目的を達成するため、前二條に定めるもののほか、事業計画に基づく事業の促進と完成にできる限りの積極的な援助を与えなければならない。

2 国際観光文化都市の長は、第一條の目的を達成するため、進んで事業計画に基づく事業の完成に努めなければならない。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

(この法律の失効)

2 この法律は、昭和六十二年三月三十一日限り、その効力を失う。

3 (建設省設置法の一部改正)
(建設省設置法(昭和二十三年法律第百三十三号)の一部を次のように改正する。

第十條第一項の表都市計画中央審議会の項中「行なうこと」を「行うこと及び国際観光文化都市の整備のための財政上の措置等に関する法律(昭和五十二年法律第 号)に基づく権限を行うこと」に改める。

「小谷守君登壇、拍手」

○小谷守君 たいま議題となりました国際観光文化都市の整備のための財政上の措置等に関する法律案につきまして、建設委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

本案は、衆議院建設委員長提出にかかるとともに、国際観光文化都市がわが国の国民生活、文化及び国際親善に果たす役割りにかんがみ、これらの都市において特に必要とされる施設の整備を促進して、国際観光文化都市にふさわしい良好な都市環境の形成を図り、あわせて国際文化の交流に寄与するため、国際観光文化都市の整備に関する事業計画の作成及びこれに基づく事業の円滑な実施に關し必要な財政上の措置等を規定するものであります。

委員会におきましては、提案者及び政府に対し、法案提出までの経緯、政令で定める対象市町村の具体的基準、財政上及び地方債における特別の配慮等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ることといたします。

質疑を終局し、別に討論もなく、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告いたします。(拍手)
○議長(河野謙三君) これより採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。
(賛成者起立)

○議長(河野謙三君) 総員起立と認めます。よって、本案は全会一致をもって可決されました。

○議長(河野謙三君) この際、日程に追加して、労働安全衛生法及びじん肺法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題とすることにより御異議ございませんか。
〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(河野謙三君) 御異議ないと認めます。まず、委員長長の報告を求めます。社会労働委員長上田哲君。

審査報告書

労働安全衛生法及びじん肺法の一部を改正する法律案
右は多数をもって別紙の通り修正すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十二年六月九日
社会労働委員長 上田 哲
参議院議長 河野 謙三殿

第一條のうち第五十七條の次に三條を加える改正規定中第五十七條の二第五項及び第五十七條の三第五項に次のただし書を加える。
ただし、労働者の健康障害を防止するためやむを得ないときは、この限りでない。

第一條のうち第八條の次に一條を加える改正規定中第八條の二第四項に次のただし書を加える。
ただし、労働者の健康障害を防止するためやむを得ないときは、この限りでない。

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、労働者の安全と健康の一層の確保を図るため、化学物質による労働者の健康障害を防止するための措置を強化するとともに、機械等についての検定体制等を整備するほか、粉じん作業に従事する労働者の健康管理のための措置の充実を図るものであり、おおむね妥当な措置と認めるが、改正案中の学識経験者等に対する守秘義務規定の条項に、それぞれ、「労働者の健康障害を防止するためやむを得ないときは、この限りでない」旨のただし書を加える修正を行った。

なお、別紙の附帯決議を行った。
一、費用
本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、労働者の安全と健康の一層の確保を図るため、左記事項について迅速かつ適切に措置すべきである。

一、化学物質等の有害性調査のため、施設の整備に努めるとともに、既存の化学物質について、その有害性調査を国際的な連携もとよりつつ計画的、積極的に推進すること。

二、労働者が産業の場で取り扱う化学物質について、労働者の健康を確保するために必要な表示の充実を図るとともに、機械等で労働者に健康障害をもたらすおそれのあるものについても構造規格を定める場合に必要な事項について表示させることとするよう配慮すること。

三、産業医確保等の実態にかんがみ、その量的確保とあわせて、その資質の向上を図るための積極的な対策を講ずるよう努力すること。

四、じん肺の合併症については、労働者保護の立場に立ち、専門家の意見を十分尊重して、その範囲及び具体的な要件を定めること。

五、改正じん肺法の運用に当たっては、現行法により労働者に与えられている保護を損なうことのないよう慎重に配慮すること。

六、本改正法の円滑な施行を確保するため、労働基準監督官、安全・衛生専門官の増員と、労働安全・衛生を担当する行政体制の整備拡充を図り、労働災害の防止に即応できる態勢を確立すること。

七、労働災害及び職業病の多発している業種について、労働基準審議会に専門の部会を設置する等、その運用の充実を図るとともに労災防止指導員の活用を努めること。

八、企業及び国が実施する有害性調査または疫学的調査の結果等については、労働大臣がそれを審査し、できる限り速やかにその結果を中央労働基準審議会に報告するよう明定すること。

右決議する。

昭和五十二年六月九日 参議院會議録第十八号

労働安全衛生法及びじん肺法の一部を改正する法律案

六二四

労働安全衛生法及びじん肺法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。
よつて国会法第八十三条により送付する。
昭和五十二年四月二十九日

衆議院議長 保利 茂

参議院議長 河野 謙三殿

労働安全衛生法及びじん肺法の一部を改正する法律案

労働安全衛生法及びじん肺法の一部を改正する法律案

(労働安全衛生法の一部改正)

第一条 労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。

目次中「第五十四条」を「第五十四條の五」に改める。

第二条第三号中「行なう」を「行う」に改め、同号の次に次の一号を加える。

三の二 化学物質 元素及び化合物をいう。

第三条第一項中「単に」の下に「この法律で定める」を加える。

第十一条に次の一項を加える。

3 労働基準監督署長は、前項の規定により安全管理者の解任を命じようとするときは、あらかじめ、事業者及び当該安全管理者にその理由を通知し、意見を述べ、及び証拠を提出する機会を与えなければならない。

第十二条第二項中「前条第二項」の下に「及び第三項」を加える。

第十五条に次の一項を加える。

4 第十条第三項の規定は、統括安全衛生責任者の業務の執行について準用する。この場合において、同項中「事業者」とあるのは、「当該統括安全衛生責任者を選任した事業者」と読み替へるものとする。

第二十八条の見出し中「及び望ましい作業環境の標準」を「等」に改め、同条第三項中「前二項

の規定により」を「前三項の規定により」に改め、「技術上の指針」の下に「労働者の健康障害を防止するための指針」を加え、「行なう」を「行う」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 労働大臣は、次の化学物質で労働大臣が定めるものを製造し、又は取り扱う事業者が当該化学物質による労働者の健康障害を防止するための指針を公表するものとする。

一 第五十七条の二第四項の規定による勧告又は第五十七条の三第一項の規定による指示に係る化学物質

二 前号に掲げる化学物質以外の化学物質で、がんその他の重度の健康障害を労働者に生ずるおそれのあるもの

第四十四条の見出しを「(個別検定)」に改め、同条第一項中「機械等のうち」を「機械等(次条第一項に規定する機械等を除く。の)うち、その構造、性能等を考慮して」に改め、「当該機械等について」を削り、「検定代行機関」を「個別検定代行機関」に、「行なう」を「個々に行う当該機械等について」に改め、同条第四項中「第二項」を「第三項」に、「附されてない」を「付されてない」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「検定を」を「個別検定を」に、「付し」を「付し、」に、「附してはならない」を「付してはならない」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項の検定(以下「検定」という。)」を「個別検定」に、「当該検定を」を「当該個別検定」に、「附さなければならぬ」を「付さなければならぬ」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 労働大臣、都道府県労働基準局長又は個別検定代行機関は、前項の規定による検定(以下「個別検定」という。)を受けようとする者から申請があつた場合には、当該申請に係る機械等が労働省令で定める基準に適合していることを認めるときでなければ、当該機械等を個別

検定に合格させてはならない。
第四十四条の次に次の見出し及び二条を加える。

(型式検定)

第四十四条の二 第四十二条の機械等のうち、個別検定によることが適当でない機械等で政令で定めるものを製造し、又は輸入した者は、労働省令で定めるところにより、労働大臣又は労働大臣の指定する者(以下「型式検定代行機関」という。)が行う当該機械等の型式

についての検定を受けなければならない。
2 労働大臣又は型式検定代行機関は、前項の規定による検定(以下「型式検定」という。)を受けようとする者から申請があつた場合には、当該申請に係る型式の機械等の構造並びに当該機械等を製造し、及び検査する設備等が労働省令で定める基準に適合していると認めるときでなければ、当該型式を型式検定に合格させてはならない。

3 労働大臣又は型式検定代行機関は、型式検定に合格した型式について、型式検定合格証を申請者に交付する。

4 型式検定を受けた者は、当該型式検定に合格した型式の機械等を製造し、又は輸入したときは、当該機械等に、労働省令で定めるところにより、型式検定に合格した型式の機械等である旨の表示を付さなければならない。

5 型式検定に合格した型式の機械等以外の機械等には、前項の表示を付し、又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

6 第一項の機械等で、第四項の表示が付されてないものは、使用してはならない。

第四十四条の三 型式検定合格証の有効期間(次項の規定により型式検定合格証の有効期間が更新されたときにあつては、当該更新された型式検定合格証の有効期間)は、前条第一項の機械等の種類に応じて、労働省令で定める期間とする。

2 型式検定合格証の有効期間の更新を受けようとする者は、労働省令で定めるところにより、型式検定を受けなければならない。

第四十五条に次の三項を加える。

2 事業者は、前項の機械等で政令で定めるところについて同項の規定による自主検査のうち労働省令で定める自主検査(以下「特定自主検査」という。)を行うときは、その使用する労働者で労働省令で定める資格を有するもの又は第五十四条の三第一項に規定する登録を受け、他人の求めに応じて当該機械等について特定自主検査を行う者(以下「検査業者」という。)を実施させなければならない。

3 労働大臣は、第一項の規定による自主検査の適切かつ有効な実施を図るため必要な自主検査指針を公表するものとする。

4 労働大臣は、前項の自主検査指針を公表した場合において必要があると認めるときは、事業者若しくは検査業者又はこれらの団体に對し、当該自主検査指針に關し必要な指導等を行うことができる。

第四十六条第一項中「この条」の下に「及び第五十三条」を加え、「行なう」を「行う」に改め、「行なう」を「行う」に改める。

第五十四条(見出しを含む。)中「検定代行機関」を「個別検定代行機関」に、「検定」を「個別検定」に改め、第五章第一節中同条の次に次の四條を加える。

(型式検定代行機関)

第五十四条の二 第四十四条の二第一項の規定による指定は、労働省令で定める区分ごとに全国を通じて一を限り、型式検定を行おうとする者の申請により行う。

2 第四十六条第二項及び第三項並びに第四十七條から第五十三條までの規定は、型式検定代行機関に關して準用する。この場合において、第四十六條第二項各号列記以外の部分中「指定」とあるのは「第四十四条の二第一項の

規定による指定(以下この条及び第五十三条において「指定」という。)、同条第三項中「第一項」とあるのは「第五十四条の二第一項」と、第四十七條、第四十八條第一項及び第三項、第四十九條、第五十一條第一項、第五十二條並びに第五十三條第二項中「性能検査」とあるのは「型式検査」と、第五十一條中「検査員」とあるのは「検定員」と読み替えるものとする。

(検査業者)

第五十四條の三 検査業者にならうとする者は、労働省令で定めるところにより、労働省又は都道府県労働基準局に備える検査業者名簿に、氏名又は名称、住所その他労働省令で定める事項の登録を受けなければならない。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、前項の登録を受けることができない。

一 第四十五條第一項若しくは第二項の規定若しくはこれらの規定に基づく命令に違反し、又は第五十四條の五第二項の規定による命令に違反して、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者

二 第五十四條の五第二項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者

三 法人で、その業務を行う役員のうち第一号に該当する者があるもの

3 第一項の登録は、検査業者にならうとする者の申請により行う。

4 労働大臣又は都道府県労働基準局長は、前項の申請が労働省令で定める基準に適合していると認めるときでなければ、第一項の登録をしてはならない。

5 事業者その他の関係者は、検査業者名簿の閲覧を求めることができる。

第五十四條の四 検査業者は、他人の求めに応

じて特定自主検査を行うときは、労働省令で定める資格を有する者にこれを実施させなければならない。

第五十四條の五 労働大臣又は都道府県労働基準局長は、検査業者が第五十四條の三第二項第一号又は第三号に該当するに至つたときは、その登録を取り消さなければならない。

2 労働大臣又は都道府県労働基準局長は、検査業者が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、その登録を取り消し、又は六月を超えない範囲内で期間を定めて特定自主検査の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第五十四條の三第四項の基準に適合しなくなつたと認められるとき。

二 前条の規定に違反したとき。

三 第五十條第一項の条件に違反したとき。

第五十七條の見出しを「(表示等)」に改め、同条中「前条第一項の物を」の下に「容器に入れ、又は包装して、」を加え、「容器(容器に入れないで譲渡し、又は提供するときにあつては、その包装、以下同じ。)」を「容器又は包装(容器に入れ、かつ、包装して、譲渡し、又は提供するときにあつては、その容器)」に、「容器のうち」を「容器又は包装のうち」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項の政令で定める物又は前条第一項の物を前項に規定する方法以外の方法により譲渡し、又は提供する者は、労働省令で定めるところにより、同項各号の事項を記載した文書を、譲渡し、又は提供する相手方に交付しなければならない。

第五十七條の次に次の三条を加える。

(化学物質の有害性の調査)

第五十七條の二 化学物質による労働者の健康障害を防止するため、既存の化学物質として政令で定める化学物質(第三項の規定によりその名称が公表された化学物質を含む。)以外

の化学物質(以下この条において「新規化学物質」という。)を製造し、又は輸入しようとする事業者は、あらかじめ、労働省令で定める有害性の調査(当該新規化学物質が労働者の健康に与える影響についての調査をいう。以下この条において同じ。)を行い、労働省令で定めるところにより、当該新規化学物質の名称、有害性の調査の結果その他の事項を労働大臣に届け出なければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときその他政令で定める場合は、この限りでない。

一 当該新規化学物質に関し、労働省令で定めるところにより、当該新規化学物質について予定されている製造又は取扱いの方法等からみて労働者が当該新規化学物質にさらされるおそれがない旨の労働大臣の確認を受けたとき。

二 当該新規化学物質に関し、労働省令で定めるところにより、既に得られている知見等に基づき労働省令で定める有害性がない旨の労働大臣の確認を受けたとき。

三 当該新規化学物質を試験研究のため製造し、又は輸入しようとするとき。

四 当該新規化学物質が主として一般消費者の生活の用に供される製品(当該新規化学物質を含有する製品を含む。)として輸入される場合で、労働省令で定めるとき。

2 有害性の調査を行った事業者は、その結果に基づいて、当該新規化学物質による労働者の健康障害を防止するため必要な措置を速やかに講じなければならない。

3 労働大臣は、第一項の規定による届出があつた場合(同項第二号の規定による確認をした場合を含む。)には、労働省令で定めるところにより、当該新規化学物質の名称を公表するものとする。

4 労働大臣は、第一項の規定による届出があつた場合には、労働省令で定めるところによ

り、有害性の調査の結果について学識経験者の意見を聴き、当該届出に係る化学物質による労働者の健康障害を防止するため必要があると認めるときは、届出をした事業者に対し、施設又は設備の設置又は整備、保護具の備付けその他の措置を講ずべきことを勧告することができる。

5 前項の規定により有害性の調査の結果について意見を求められた学識経験者は、当該有害性の調査の結果に關して知り得た秘密を漏らしてはならない。

第五十七條の三 労働大臣は、化学物質で、がんその他の重度の健康障害を労働者に生ずるおそれのあるものについて、当該化学物質による労働者の健康障害を防止するため必要があると認めるときは、労働省令で定めるところにより、当該化学物質を製造し、輸入し、又は使用している事業者その他労働省令で定める事業者に対し、政令で定める有害性の調査(当該化学物質が労働者の健康障害に及ぼす影響についての調査をいう。)を行い、その結果を報告すべきことを指示することができる。

2 前項の規定による指示は、化学物質についての有害性の調査に関する技術水準、調査を実施する機関の整備状況、当該事業者の調査の能力等を総合的に考慮し、労働大臣の定める基準に従つて行うものとする。

3 労働大臣は、第一項の規定による指示を行おうとするときは、あらかじめ、労働省令で定めるところにより、学識経験者の意見を聴かなければならない。

4 第一項の規定による有害性の調査を行った事業者は、その結果に基づいて、当該化学物質による労働者の健康障害を防止するため必要な措置を速やかに講じなければならない。

5 第三項の規定により第一項の規定による指

昭和五十二年六月九日 参議院會議録第十八号 労働安全衛生法及びじん肺法の一部を改正する法律案

示について意見を求められた学識経験者は、当該指示に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(国の援助等)

第五十七条の四 国は、前二条の規定による有害性の調査の適切な実施に資するため、化学物質について、有害性の調査を実施する施設の整備、資料の提供その他必要な援助に努めるほか、自ら有害性の調査を実施するよう努めるものとする。

第五十八条の見出し中「有害性の」を「事業者の行うべき」に改め、同条中「化学薬品」を「化学物質」に改める。

第六十五条に次の一項を加える。

6 事業者は、第一項又は前項の規定による作業環境測定の結果、労働者の健康を保持するため必要があると認めるときは、施設又は設備の設置又は整備、健康診断の実施その他の適切な措置を講じなければならない。

第六十六条第六項中「前項ただし書」を「第五項ただし書」に改め、「短縮」の下に「等の措置を講ずるほか、作業環境測定の実施、施設又は設備の設置又は整備」を加え、同項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

6 事業者は、労働省令で定めるところにより、第一項から第四項まで及び前項ただし書の規定による健康診断の結果を記録しておくなければならない。

第六十七条第一項中「離職の際に」の下に「又は離職の後に」を加える。

第七十一条中「第六十五条の」を削り、「第六十六条及び第六十七条の」を「労働者に対する」に、「又は健康診断」を「又は労働者に対する健康診断」に改める。

第七十五条の見出しを「(免許試験)」に改め、同条第二項中「免許試験」の下に「(以下「免許試験」という。）」を加え、「行なう」を「行う」に改め、同条第四項中「第一項の」及び「同項の」を削り、

同条の次に次の十一條を加える。

(指定試験機関の指定)

第七十五条の二 労働大臣は、労働省令で定めるところにより、労働大臣の指定する者(以下「指定試験機関」という。に前条第一項の規定により都道府県労働基準局長が行う免許試験の実施に関する事務(以下「試験事務」という。))の全部又は一部を行わせることができる。

2 前項の規定による指定(以下第七十五条の十二までにおいて「指定」という。))は、試験事務を行おうとする者の申請により行う。

3 都道府県労働基準局長は、第一項の規定により指定試験機関が試験事務の全部又は一部を行うこととされたときは、当該試験事務の全部又は一部を行わないものとする。

(指定の基準)

第七十五条の三 労働大臣は、他に指定を受けた者がなく、かつ、前条第二項の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、指定をしてはならない。

一 職員、設備、試験事務の実施の方法その他の事項についての試験事務の実施に関する計画が、試験事務の適正かつ確実な実施に適合したものであること。

二 経理的及び技術的な基礎が、前号の試験事務の実施に関する計画の適正かつ確実な実施に足るものであること。

2 労働大臣は、前条第二項の申請が次の各号のいずれかに該当するときは、指定をしてはならない。

一 申請者が、民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の規定により設立された法人以外の者であること。

二 申請者が行う試験事務以外の業務により申請者が試験事務を公正に実施することができないおそれがあること。

三 申請者がこの法律又はこれに基づく命令

の規定に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者であること。

四 申請者が第七十五条の十一第一項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者であること。

五 申請者の役員のうち、第三号に該当する者があること。

六 申請者の役員のうち、次条第二項の規定による命令により解任され、その解任の日から起算して二年を経過しない者があること。

(役員の選任及び解任)

第七十五条の四 指定試験機関の役員の選任及び解任は、労働大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 労働大臣は、指定試験機関の役員が、この法律(これに基づく命令又は処分を含む。))若しくは第七十五条の六第一項に規定する試験事務規程に違反する行為をしたとき、又は試験事務に関し著しく不適当な行為をしたときは、指定試験機関に対し、当該役員を解任すべきことを命ずることができる。

(免許試験員)

第七十五条の五 指定試験機関は、試験事務を行う場合において、免許を受ける者として必要な知識及び能力を有するかどうかの判定に関する事務については、免許試験員に行わせなければならない。

2 指定試験機関は、免許試験員を選任しようとするときは、労働省令で定める要件を備える者のうちから選任しなければならない。

3 指定試験機関は、免許試験員を選任したときは、労働省令で定めるところにより、労働大臣にその旨を届け出なければならない。免許試験員に変更があつたときも、同様とする。

る。

4 労働大臣は、免許試験員が、この法律(これに基づく命令又は処分を含む。))若しくは次条第一項に規定する試験事務規程に違反する行為をしたとき、又は試験事務に関し著しく不適当な行為をしたときは、指定試験機関に対し、当該免許試験員の解任を命ずることができる。

(試験事務規程)

第七十五条の六 指定試験機関は、試験事務の開始前に、試験事務の実施に関する規程(以下この条及び第七十五条の十一第二項第四号において「試験事務規程」という。))を定め、労働大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 試験事務規程で定めるべき事項は、労働省令で定める。

3 労働大臣は、第一項の認可をした試験事務規程が試験事務の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、指定試験機関に対し、これを変更すべきことを命ずることができる。

(事業計画の認可等)

第七十五条の七 指定試験機関は、毎事業年度、事業計画及び収支予算を作成し、当該事業年度の開始前に(指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく)、労働大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 指定試験機関は、毎事業年度の経過後三月以内に、その事業年度の事業報告書及び収支決算書を作成し、労働大臣に提出しなければならない。

(秘密保持義務等)

第七十五条の八 指定試験機関の役員若しくは職員(免許試験員を含む。))又はこれらの職にあつた者は、試験事務に関して知り得た秘密

を漏らしてはならない。

2 試験事務に従事する指定試験機関の役員及び職員(免許試験員を含む。)は、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(監督命令)

第七十五条の九 労働大臣は、この法律を施行するため必要があるときは、指定試験機関に対し、試験事務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(試験事務の休廃止)

第七十五条の十 指定試験機関は、労働大臣の許可を受けなければ、試験事務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

(指定の取消し等)

第七十五条の十一 労働大臣は、指定試験機関が第七十五条の三第二項第三号又は第五号に該当するに至つたときは、その指定を取り消さなければならぬ。

2 労働大臣は、指定試験機関が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて試験事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第七十五条の三第二項第六号に該当するとき。

二 第七十五条の四第二項、第七十五条の五第四項、第七十五条の六第三項又は第七十五条の九の規定による命令に違反したとき。

三 第七十五条の五第一項から第三項まで、第七十五条の七又は前条の規定に違反したとき。

四 第七十五条の六第一項の規定により認可を受けた試験事務規程によらないで試験事務を行つたとき。

五 第七十五条第一項の条件に違反したとき。

第七十五条の十二 都道府県労働基準局長は、指定試験機関が第七十五条の十の規定による労働大臣の許可を受けて試験事務の全部若しくは一部を休止したとき、前条第二項の規定により労働大臣が指定試験機関に対し試験事務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、又は指定試験機関が天災その他の事由により試験事務の全部若しくは一部を実施することが困難となつた場合において必要があると認めるときは、当該試験事務の全部若しくは一部を自ら行うものとする。

2 都道府県労働基準局長が前項の規定により試験事務を自ら行う場合、指定試験機関が第七十五条の十の規定による労働大臣の許可を受けて試験事務の全部若しくは一部を廃止する場合、又は前条の規定により労働大臣が指定試験機関の指定を取り消した場合における試験事務の引継ぎその他の必要な事項については、労働省令で定める。

第七十七条第一項中「以下この条及び第百二十二条第二号」を「第百二十二条第一項第二号」に、「行なう」を「行おう」に、「行なう」を「行う」に改め、同条第二項中「行なう」を「行う」に、「以下」を「第九十六条第二項及び第百二十二条第一項第二号において」に、「第四十六条第三項」を「第四十六条第二項各号列記以外の部分中」指定とあるのは「第七十七条第一項に規定する指定(以下この条及び第五十三条において「指定」という。)、同条第三項、」に改める。

第八十七条第一項中「明治二十九年法律第八十九号」を削る。

第九十三条第三項中「第五十六条第一項の許可」の下に、「第五十七条の二第四項の規定による勧告、第五十七条の三第一項の規定による指示」を加え、「に関する事務」を削る。

第九十六条第二項中「若しくは検定代行機関又は指定教習機関」を、「個別検定代行機関、型式検定代行機関、検査業者、指定試験機関又は指定教習機関(以下検査代行機関等という。)」に改め、同条第三項中「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 都道府県労働基準局長は、労働衛生指導医を前条第二項の規定による事務に参画させるため必要があると認めるときは、当該労働衛生指導医をして事業場に立ち入り、関係者に質問させ、又は作業環境測定若しくは健康診断の結果の記録その他の物件を検査させることができる。

第百条第二項中「検査代行機関、検定代行機関又は指定教習機関」を「検査代行機関等」に改める。

第百三条第二項中「検査代行機関、検定代行機関又は指定教習機関」を「検査代行機関等」に、「検定」を「個別検定、型式検定、特定自主検査、免許試験」に改める。

第百四条中「第六十六条第一項から第四項までの」を「第六十五条第六項及び第六十六条第一項から第四項までに規定する」に改める。

第百五条第一項中「第五十四条」の下に、「第五十四条の二第二項」を、「場合を含む。」の下に、「第五十四条の五第二項」を、「第七十四条第二項」の下に、「第七十五条の十一第二項」を加え、「行なわなければならない」を「行わなければならない」に改める。

第百六条中「国は」の下に、「第五十七条の四」を加え、「行なう」を「行う」に改める。

第百八条の次に次の一項を加える。

(疫学的調査等)

第百八条の二 労働大臣は、労働者がさらされる化学物質等又は労働者の従事する作業と労働者の疾病との関係等を把握するため必要があると認めるときは、疫学的調査その他の調査(以下この条において「疫学的調査等」という。)を行うことができる。

2 労働大臣は、疫学的調査等の実施に関する事務の全部又は一部を、疫学的調査等について専門的知識を有する者に委託することができる。

3 労働大臣又は前項の規定による委託を受けた者は、疫学的調査等の実施に関し必要があると認めるときは、事業者、労働者その他の関係者に対し、質問し、又は必要な報告若しくは書類の提出を求めることができる。

4 第二項の規定により労働大臣が委託した疫学的調査等の実施の事務に従事した者は、その実施に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

第百十条第一項中「又は指定」を、「指定又は登録」に、「附し」を「付し」に改め、同条第二項中「又は指定」を、「指定又は登録」に改める。

第百十一条の見出しを「(不服申立て)」に改め、同条中「又は検定」を、「個別検定、型式検定又は免許試験」に改め、同条に次の一項を加える。

2 指定試験機関が行う試験事務に係る処分(免許試験の結果についての処分を除く。、又はその不作為については、労働大臣に対し、行政不服審査法による審査請求をすることができる。

第百十二条中「手数料を」の下に「国(指定試験機関が行う免許試験を受けようとする者にあつては、指定試験機関)に」を加え、同条第一号中「(第七十五条第一項の免許試験に合格した者を除く。)」を削り、同条第二号及び第六号中「行なう」を「行う」に改め、同条第七号中「(検定代行機関が行なうものを除く。)」を「個別検定(個別検定代行機関が行うものを除く。)」に改め、同条の次に次の二号を加える。

七の二 型式検定(型式検定代行機関が行うものを除く。を受けようとする者

七の三 第五十四条の三第一項の登録を受けようとする者

昭和五十二年六月九日 参議院會議録第十八号 労働安全衛生法及びじん肺法の一部を改正する法律案

第百十二条第十一号中「第七十五条第一項の」を削り、同条に次の一項を加える。

2 前項の規定により指定試験機関に納められた手数料は、指定試験機関の収入とする。

第百十二条の次に次の一条を加える。

(公示)

第百十二条の二 労働大臣は、次の場合には、労働省令で定めるところにより、その旨を官報で告示しなければならない。

一 第四十一条第二項、第四十四条第一項、第四十四条の二第一項又は第七十五条の二第一項の規定による指定をしたとき。

二 第四十九条(第五十四条及び第五十四条の二第二項において準用する場合を含む。)(又は第七十五条の十の許可をしたとき。)

三 第五十三条第一項(第五十四条及び第五十四条の二第二項において準用する場合を含む。)(又は第七十五条の十一第一項の規定による取消をしたとき。)

四 第五十三条第二項(第五十四条及び第五十四条の二第二項において準用する場合を含む。)(又は第七十五条の十一第二項の規定により指定を取り消し、又は業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。)

五 第七十五条の十二第一項の規定により都道府県労働基準局長が試験事務の全部若しくは一部を自ら行うものとするとき、又は同項の規定により都道府県労働基準局長が自ら行っていた試験事務の全部若しくは一部を行わないものとするとき。

第百十六条中「三十万円」を「二百万円」に改める。

第百十七条中「第五十六条第一項」を「第四十

四条の二第二項、第五十六条第一項、第七十五条の八第一項に、「十万円」を「五十万円」に改める。

第百十八条中「第五十四条」の下に、「第五十四条の二第二項」を、「場合を含む。」の下に、「第五十四条の五第二項又は第七十五条の十一第二項を加え、検査代行機関、検定代行機関又は指定教育機関」を「検査代行機関等」に、「十万円」を「五十万円」に改める。

第百十九条中「五万円」を「三十万円」に改め、同条第一号中「第四十四条第四項、第五十六条第三項若しくは第四項」を「第四十四条第五項、第四十四条の二第六項、第五十六条第三項若しくは第四項、第五十七条の二第五項、第五十七条の三第五項に、「又は第百四条」を、「第百四条又は第百八条の二第四項」に改め、同条第三号中「第五十七條」を「第五十七條第一項」に、「又は」を「若しくは」に、「した者」を「し、又は同条第二項の規定による文書を交付せず、若しくは虚偽の文書を交付した者」に改める。

第百二十条中「五万円」を「三十万円」に改め、同条第一号中「第四十四条第三項、第四十五条」を「第四十四条第四項、第四十四条の二第五項、第四十五条第一項若しくは第二項、第五十七條の二第二項」に改め、「第六十六条第一項から第三項まで」の下に「若しくは第六項」を加え、同条第二号中「場合を含む。」の下に、「第五十七條の三第一項」を加え、同条第三号中「第四十四条第二項」を「第四十四条第三項又は第四十四条の二第四項」に改め、同条第四号中「第九十六条第一項」の下に「若しくは第三項」を加える。

第百二十一条中「検査代行機関、検定代行機関又は指定教育機関」を「検査代行機関等」に、「

「五万円」を「三十万円」に改め、同条第一号中「第五十四条」の下に「及び第五十四条の二第二項」を、「場合を含む。」の下に「又は第七十五条の十」を加え、「又は検定」を、「個別検定、型式検定又は試験事務」に改める。

(じん肺法の一部改正)

第二条 じん肺法(昭和三十五年法律第三十号)の一部を次のように改正する。

目次中「第四条」を「第六条」に、「第二章 予

防及び健康管理(第五条―第二十三条)を「第二章 健康管理」

一節 じん肺健康診断の実施(第七條―第十一節 じん肺管理区分の決定等(第十二條―第十三節 健康管理のための措置(第二十條の二―第二十條)に、「第三十六條―第四十四條」を「第三十五條の二―第四十四條の二」に改める。

「第三十五條の二―第四十四條の二」に改める。

第二条第一項第一号を次のように改める。

一 じん肺 粉じんを吸入することによつて肺に生じた繊維増殖性変化を主体とする疾病をいう。

第二条第一項第四号中「使用者」を「事業者」に、「行なり」を「行う」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号を同項第四号とし、同項第二号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 合併症 じん肺と合併した肺結核その他のじん肺の進展経過に応じてじん肺と密接な関係があると認められる疾病をいう。

第二条第二項中「前項第二号」を削り、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 合併症の範囲については、労働省令で定める。

第三条を次のように改める。

(じん肺健康診断)

第三条 この法律の規定によるじん肺健康診断は、次の方法によつて行うものとする。

一 粉じん作業についての職歴の調査及びエックス線写真(直接撮影による胸部全域のエックス線写真をいう。以下同じ。)による検査

二 労働省令で定める方法による胸部に関する臨床検査及び肺機能検査

三 労働省令で定める方法による結核精密検査その他労働省令で定める検査

2 前項第二号の検査は、同項第一号の調査及び検査の結果、じん肺の所見がないと診断された者以外の者について行う。ただし、肺機能検査については、エックス線写真に一侧の肺野の三分の一を超える大きさの大陰影(じん肺によるものに限る。次項及び次条において同じ。)があると認められる者その他労働省令で定める者を除く。

3 第一項第三号の結核精密検査は同項第一号及び第二号の調査及び検査(肺機能検査を除く。)(の結果、じん肺の所見があると診断された者のうち肺結核にかかつており、又はかか

つて、同項第三号の労働省令で定められた者について、同項第一号及び第二号の調査及び検査の結果、じん肺の所見があると診断された者のうち肺結核以外の合併症にかつていない疑いがあると診断された者（同項第三号の労働省令で定める検査を受けることが必要であると認めら

れた者に限る。）について行う。ただし、エックス線写真に一侧の肺野の三分の一を超える大きさの大陰影があると認められる者を除く。

第四条の見出し中「健康管理の区分」を「じん肺管理区分」に改め、同条第一項中「中欄及び」を削り、同項の表を次のように改める。

型	エックス線写真の像
	型
第一型	両肺野にじん肺による粒状影又は不整形陰影が少数あり、かつ、大陰影がないと認められるもの
第二型	両肺野にじん肺による粒状影又は不整形陰影が多数あり、かつ、大陰影がないと認められるもの
第三型	両肺野にじん肺による粒状影又は不整形陰影が極めて多数あり、かつ、大陰影がないと認められるもの
第四型	大陰影があると認められるもの

第四條第二項中「行なう」を「行う」に改め、同項の表を次のように改める。

じん肺管理区分	じん肺健康診断の結果
管理一	じん肺の所見がないと認められるもの
管理二	エックス線写真の像が第一型で、じん肺による著しい肺機能の障害がないと認められるもの
管理三	エックス線写真の像が第二型で、じん肺による著しい肺機能の障害がないと認められるもの
管理四	エックス線写真の像が第三型又は第四型（大陰影の大きさが一侧の肺野の三分の一以下のもに限り、じん肺による著しい肺機能の障害がないと認められるもの）で、エックス線写真の像が第一型、第二型、第三型又は第四型（大陰影の大きさが一侧の肺野の三分の一以下のもに限り、じん肺による著しい肺機能の障害があると認められるもの）

「第二章 予防及び健康管理」を削る。

第五條の見出しを「（予防）」に改め、同条中「使用者」を「事業者」に改め、「発散の」の下に「防止及び」を加える。

第六條中「使用者」を「事業者」に、「行なわなけ

ればならない」を「行わなければならない」に改め、第七條の前に次の章名及び節名を付する。

第二章 健康管理

第一節 じん肺健康診断の実施

第七條の見出しを「（就業時健康診断）」に改め、同条中「使用者」を「事業者」に、「労働者」に対して「を」労働者当該作業に従事することとなつた日以前一年以内にじん肺健康診断を受けて、じん肺管理区分が管理二又は管理三と決定された労働者その他労働省令で定める労働者を除く。）に対して「に、行なわなければならない」を「行わなければならない」に改め、同条ただし書を削り、同条に後段として次のように加える。

決定された労働者を除く。）が、労働安全衛生法第六十六條第一項又は第二項の健康診断において、じん肺の所見があり、又はじん肺にかつていない疑いがあると診断されたとき。

二 合併症により一年を超えて療養のため休業した労働者が、医師により療養のため休業を要しなくなつたと診断されたとき。

三 前二号に掲げる場合のほか、労働省令で定めるとき。

この場合において、当該じん肺健康診断は、労働省令で定めるところにより、その一部を省略することができる。

第八條の見出しを「（定期健康診断）」に改め、同条中「使用者」を「事業者」に、「行なわなければならない」を「行わなければならない」に改め、同条第二号中「健康管理の区分」を「じん肺管理区分」に改め、同条第三号を次のように改める。

第九條の二 事業者は、次の各号に掲げる労働者で、離職の日まで引き続き労働省令で定める期間を超えて使用していたものが、当該離職の際にじん肺健康診断を行うように求めたときは、当該労働者に対して、じん肺健康診断を行わなければならない。ただし、当該労働者が直前にじん肺健康診断を受けた日から当該離職の日までの期間が、次の各号に掲げる労働者ごとに、それぞれ当該各号に掲げる期間に満たないときは、この限りでない。

一 常時粉じん作業に従事する労働者（次号に掲げる者を除く。） 一年六月

二 常時粉じん作業に従事する労働者でじん肺管理区分が管理二又は管理三であるもの 六月

三 常時粉じん作業に従事させたことのある労働者で、現に粉じん作業以外の作業に常時従事しているものうち、じん肺管理区分が管理三である労働者（労働省令で定める労働者を除く。） 一年

第九條の二 事業者は、次の各号に掲げる労働者で、離職の日まで引き続き労働省令で定める期間を超えて使用していたものが、当該離職の際にじん肺健康診断を行うように求めたときは、当該労働者に対して、じん肺健康診断を行わなければならない。ただし、当該労働者が直前にじん肺健康診断を受けた日から当該離職の日までの期間が、次の各号に掲げる労働者ごとに、それぞれ当該各号に掲げる期間に満たないときは、この限りでない。

一 常時粉じん作業に従事する労働者（次号に掲げる者を除く。） 一年六月

二 常時粉じん作業に従事する労働者でじん肺管理区分が管理二又は管理三であるもの 六月

三 常時粉じん作業に従事させたことのある労働者で、現に粉じん作業以外の作業に常時従事しているものうち、じん肺管理区分が管理三である労働者（労働省令で定める労働者を除く。） 六月

第九條の二 事業者は、次の各号に掲げる労働者で、離職の日まで引き続き労働省令で定める期間を超えて使用していたものが、当該離職の際にじん肺健康診断を行うように求めたときは、当該労働者に対して、じん肺健康診断を行わなければならない。ただし、当該労働者が直前にじん肺健康診断を受けた日から当該離職の日までの期間が、次の各号に掲げる労働者ごとに、それぞれ当該各号に掲げる期間に満たないときは、この限りでない。

一 常時粉じん作業に従事する労働者（じん肺管理区分が管理二、管理三又は管理四と

第九條の二 事業者は、次の各号に掲げる労働者で、離職の日まで引き続き労働省令で定める期間を超えて使用していたものが、当該離職の際にじん肺健康診断を行うように求めたときは、当該労働者に対して、じん肺健康診断を行わなければならない。ただし、当該労働者が直前にじん肺健康診断を受けた日から当該離職の日までの期間が、次の各号に掲げる労働者ごとに、それぞれ当該各号に掲げる期間に満たないときは、この限りでない。

昭和五十二年六月九日 参議院會議録第十八号 労働安全衛生法及びじん肺法の一部を改正する法律案

を行つたに、行なわなくてもよい」を「行なわなくてもよい」に改める。

第十一条中「使用者」を「事業者」に、「行なう」を「行う」に改める。

第十二条の前に次の節名を付する。

第二節 じん肺管理区分の決定等

第十二条の見出しを「(事業者によるエックス線写真等の提出)」に改め、同条第一項中「使用者」を「事業者」に、「第九条」を「第九条の二」に、「行なつた」を「行つた」に改め、「遅滞なく」の下に、「労働省令で定めるところにより」を加え、「にかかつて」を「の所見がある」に、「次の各号に掲げる書面」を「じん肺健康診断の結果を証明する書面その他労働省令で定める書面」に改め、同項各号及び同条第二項を削る。

第十三条の見出しを「(じん肺管理区分の決定手続等)」に改め、同条第一項中「第九条」を「第九条の二」に、「にかかつて」を「の所見がない」に、「健康管理の区分」を「じん肺管理区分」に改め、同条第二項中「又は労働安全衛生法第六十六条第一項若しくは第二項の健康診断に関する結果を証明する書面その他労働省令で定める」に、「当該労働者がじん肺にかかつているかどうかの別及び健康管理の区分」を「当該労働者についてじん肺管理区分」に改め、同条第三項中「じん肺が相当に進行している疑いがある」と認められる労働者について「を削り、「行なうため」を「行うため」に、「使用者」を「事業者」に、「又は」を「若しくは」に、「行なうべきこと」を「行うべきこと又はその指定する物件を提出すべきこと」に改め、同条第四項中「使用者」を「事業者」に、「行なつた」を「行つた」に改める。

第十四条第一項中「使用者」を「事業者」に、「前条第四項」を「前条第三項若しくは第四項」に改め、同条第二項中「使用者」を「事業者」に、「その内容を当該労働者に」を「労働省令で定めるところにより、当該労働者(労働省令で定める労働者であつた者を含む)に対して、その者について決定されたじん肺管理区分及びその者が留意すべき事項」に改め、同条に次の一項を加える。

3 事業者は、前項の規定による通知をしたときは、労働省令で定めるところにより、その旨を記載した書面を作成し、これを三年間保存しなければならない。

第十五条第一項中「何時でも」を「いつでも」に改め、「受けて」の下に、「労働省令で定めるところにより」を加え、「じん肺にかかつているかどうかの別及び健康管理の区分」を「じん肺管理区分」に改め、同条第二項中「粉じん作業についての職歴を証明する書面、当該じん肺健康診断の結果を証明する書面」を「及びじん肺健康診断の結果を証明する書面」に改め、同条第三項中「第十三条第三項」を「第十三条第二項中「前条」とあるのは「第十五条第二項」と、同条第三項に、「使用者」を「事業者」に、「読み替へる」を、「第十二条又は前条第三項若しくは第四項」とあるのは「前条第三項若しくは第四項又は次条第二項」と読み替へる」に改める。

第十六条第一項中「使用者は、何時でも」を「事業者は、いつでも」に、「行ない」を「行い、労働省令で定めるところにより」に、「じん肺にかかつているかどうかの別及び健康管理の区分」を「じん肺管理区分」に改め、同条第二項に後段として次のように加える。

この場合において、第十三条第二項中「前条」とあるのは「第十六条第二項の規定により準用する第十五条第二項」と、第十四条第一項中「第十二条又は前条第三項若しくは第四項」とあるのは「前条第三項若しくは第四項又は第十六条第二項の規定により準用する次条第二項」と読み替へるものとする。

第十六条の次に次の一条を加える。

(エックス線写真等の提出命令)

第十六条の二 都道府県労働基準局長は、常時

粉じん作業に従事する労働者又は常時粉じん作業に従事する労働者であつた者について、適正なじん肺管理区分を決定するため必要がある」と認めるときは、労働省令で定めるところにより、事業者に対して、エックス線写真及びじん肺健康診断の結果を証明する書面その他労働省令で定める書面(次項において「エックス線写真等」という。)を提出すべきことを命ずることができる。

2 第十三条第二項から第四項まで及び第十四条の規定は、前項の規定によりエックス線写真等の提出があつた場合に準用する。この場合において第十四条第一項中「第十二条又は前条第三項若しくは第四項」とあるのは「前条第三項若しくは第四項又は第十六条の二第一項」と読み替へるものとする。

第十七条の見出しを「(記録の作成及び保存等)」に改め、同条中「使用者」を「事業者」に、「行なつた」を「行つた」に、「作成し、これを五年間保存しなければならない」を「作成し、これを五年間保存し、これを七年間保存しなければならない」に改め、同条に次の一項を加える。

2 事業者は、労働省令で定めるところにより、前項の記録及びじん肺健康診断に係るエックス線写真を七年間保存しなければならない。

第十八条第一項中「及び第十六条第二項」を「第十六条第二項及び第十六条の二第二項」に改める。

第十九条第二項中「労働者であつた者がじん肺にかかつているかどうかの別及びその者の健康管理の区分」を「労働者であつた者についてじん肺管理区分」に改め、同条第三項中「これらの規定中」の下に「都道府県労働基準局長」とあるのは「労働大臣」とを加え、「使用者」を「前項の規定」とあるのは「裁決」と、「事業者」に改め、同条第四項中「第十三条第四項」を「第十三条第三項若しくは第四項」に改める。

六三〇

第三節 健康管理のための措置
(事業者の責務)

第二十条の二 事業者は、じん肺健康診断の結果、労働者の健康を保持するため必要がある」と認めるときは、当該労働者の実情を考慮して、就業上適切な措置を講ずるよう努めるとともに、適切な保健指導を受けることができるための配慮をするように努めなければならない。

(粉じんさらされる程度を低減させるための措置)

第二十条の三 事業者は、じん肺管理区分が管理二又は管理三である労働者について、粉じんさらされる程度を低減させるため、就業場所の変更、粉じん作業に従事する作業時間の短縮その他の適切な措置を講ずるよう努めなければならない。

第二十一条第一項中「健康管理の区分が管理三」を「じん肺管理区分が管理三」に、「使用者」を「事業者」に、「勧告」を「勧奨」に改め、同条第二項中「使用者は、前項の勧告を受けたとき、事業者は、前項の規定による勧奨を受けたとき、又はじん肺管理区分が管理三である労働者が現に常時粉じん作業に従事している」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 事業者は、前項の規定により、労働者を粉じん作業以外の作業に常時従事させることとなつたときは、労働省令で定めるところにより、その旨を都道府県労働基準局長に通知しなければならない。

第二十一条に次の一項を加える。

4 都道府県労働基準局長は、じん肺管理区分が管理三である労働者が現に常時粉じん作業に従事している場合において、地方じん肺調査医の意見により、当該労働者の健康を保持するため必要があると認めるときは、労働省令で定めるところにより、事業者に対して、その者を粉じん作業以外の作業に常時従

事させるべきことを指示することができる。

第三十二条中「使用者は、前条第一項の勧告を受けた」を「事業者は、次の各号に掲げる」に改め、「従事しなくなったとき」の下に「(労働契約の期間が満了したことにより離職したときその他労働省令で定める場合を除く。)」を加え、「労働省令で定めるところにより」を「その日から七日以内」に改め、「その者に対して」の下に「次の各号に掲げる労働者」とし、それぞれを加え、「三十日分」を「当該各号に掲げる日数分」に改め、同条に次のただし書及び各号を加える。

ただし、労働大臣が必要があると認めるときは、転換手当の額について、労働省令で別段の定めをすることができる。

一 前条第一項の規定による勧告を受けた労働者又はじん肺管理区分が管理三ロである労働者(次号に掲げる労働者を除く。)

二 前条第四項の規定による指示を受けた労働者 六十日分

第三十二条の次に次の一条を加える。

(作業転換のための教育訓練)
第二十二條の二 事業者は、じん肺管理区分が管理三である労働者を粉じん作業以外の作業に常時従事させるために必要があるときは、その者に対して、作業の転換のための教育訓練を行うように努めなければならない。

第二十三條第一項中「健康管理の区分」を「じん肺管理区分」に改め、「決定された者」の下に「及び合併症にかかっていると認められる者」を加え、同条第二項を削る。

第二十七條第一項中「関係使用者」を「関係事業者」に改め、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまでその職務を行う

ものとする。

第三十二條第一項中「使用者」を「事業者」に改め、「発散の」の下に「防止及び」を加え、「行なう」を「行う」に改める。

第三十三條第一項中「使用者が行なう」を「事業者が行う」に、「行なわせる」を「行わせる」に改める。

第三十四條中「第二十一條第一項の勧告を受けてもなお」を「じん肺管理区分が管理三である労働者が」に、「労働者」を「ときは、当該労働者」に改める。

第五章中第三十六條の前に次の二條を加える。

(法令の周知)
第三十五條の二 事業者は、この法律及びこれに基づく命令の要旨を粉じん作業を行う作業場の見やすい場所に常時掲示し、又は備え付ける等の方法により、労働者に周知させなければならない。

(じん肺健康診断に関する秘密の保持)
第三十五條の三 第七條から第九條の二まで及び第十六條第一項のじん肺健康診断の実施の事務に従事した者は、その実施に関して知り得た労働者の心身の欠陥その他の秘密を漏らしてはならない。

第三十九條第一項中「この法律の規定によるじん肺の診断又は審査及びこれに関する事務を行なわせるため」を削り、同条第三項を同条第五項とし、同条第二項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 中央じん肺診療医は、この法律の規定によるじん肺の診断又は審査及びこれに関する事務を行うものとする。

3 地方じん肺診療医は、この法律の規定によるじん肺の診断又は審査及びこれに関する事務を行なうものとする。

事務を行なうものとする。第二十一條第四項の規定による指示に関する事務に参画するものとする。

第四十條第一項中「この法律の規定による診断又は審査のため」を「前条第二項又は第三項の規定による職務を行うため」に、「行なう」を「行う」に改める。

第四十三條の次に次の一條を加える。

(労働者の申告)
第四十三條の二 労働者は、事業場にこの法律又はこれに基づく命令の規定に違反する事実があるときは、その事実を都道府県労働基準局長、労働基準監督署長又は労働基準監督官に申告して是正のため適当な措置をとるよう求めることができる。

2 事業者は、前項の申告をしたことを理由として、労働者に対して、解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

第四十四條中「使用者」を「事業者」に改め、第五章中同条の次に次の一條を加える。

(経過措置)
第四十四條の二 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃するとき、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

第四十五條中「五千元」を「三十万円」に改め、同条第一号中「第六條から第九條まで」を「第六條、第七條、第八條第一項、第九條第一項」に改め、「第十三條第四項」の下に「(第十六條の二第二項において準用する場合を含む。)」を、「第十六條第二項」の下に「及び第十六條の二第二項」を、「場合を含む。)」の下に、「第十四條第三項(第十六條第二項及び第十六條の二第二項において準用する場合を含む。)」を加え、「又は第二十三條第二項」を、「第三十五條の二、第三十五條の三又は第四十三條の二第二項」に改め、同条第二号中「第十三條第三項」の下に「(第十六條の二第二項において準用する場合を含む。)」を、第十六條の二第二項又は第二十一條第四項を、

「命令」の下に「又は指示」を加える。

附 則

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に掲げる日から施行する。

一 第二条の規定及び附則第四条の規定(労働省設置法(昭和二十四年法律第六十二号)第四條第三十二号の二の改正規定及び同法第八條第一項第四号の改正規定に限る。)

二 第一条の規定(労働安全衛生法第四十五條に三項を加える改正規定(同条第二項に係る部分に限る。)、同法第五十七條の次に三條を加える改正規定及び同法第九十三條第三項の改正規定に限る。)

公布の日から起算して二年を超えない範囲内において、各規定につき、政令で定める日

(政令への委任)
第二条 次条に定めるもののほか、この法律の施行に關して必要な経過措置は、政令で定める。

(罰則に関する経過措置)
第三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(労働省設置法の一部改正)
第四条 労働省設置法の一部を次のように改正する。

第四條第二十六号中「検定」を「個別検定及び型式検定」に、「行なう」を「行う」に改め、同条第二十七号中「検定代行機関」を「個別検定代行機関、型式検定代行機関、指定試験機関」に、「行なう」を「行う」に改め、同条の次に次の二號を加える。

二十七の二 労働安全衛生法に基づいて、検査業者の登録を行い、これに対し監督を行うこと。

昭和五十二年六月九日 参議院會議録第十八号

二十七の三 労働安全衛生法に基づいて、化学物質による労働者の健康障害を防止するため、有毒性の調査を行うべきことを指示すること。

第四号第二十八号中「免許に係る試験」を「免許試験」に改め、同条第三十二号の二「労働者の健康管理の区分」を「労働者についてのじん肺管理区分」に、「勧告」を「指示」に改める。

第八号第一項第四号を次のように改める。
四 労働者についてのじん肺管理区分の決定に関する事。

第八号第一項第八号及び第二項中「検定代行機関」を「個別検定代行機関、型式検定代行機関、検査業者、労働安全衛生法第七十五条の二第一項の指定試験機関」に、「指定試験機関」を「作業環境測定法第二十條第二項の指定試験機関」に改める。

〔上田哲君登壇、拍手〕

○上田哲君 たいだいま議題となりました労働安全衛生法及びじん肺法の一部を改正する法律案につきまして、社会労働委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本法律案の主たる内容は、最近における労働災害の動向等にかんがみ、労働者の安全と健康の一層の確保を図るため、化学物質による労働者の健康障害を防止するための措置を強化するとともに、機械等についての検定体制等を充実するほか、粉じん作業に従事する労働者の健康管理のための措置を最近の医学水準に対応させようとするものであります。

委員会における質疑の詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して内藤委員より、原案に反対し、学識経験者等の守秘義務規定とそれについての罰則規定を削除する旨の修正案が提出され、次いで自由民主党を代表して佐々木委員より、原案に賛

成し、学識経験者等の守秘義務規定の条項にそれぞれ「労働者の健康障害を防止するためやむを得ないときはこの限りでない」旨のただし書を加える修正案が提出されました。

討論を終わり、採決の結果、内藤委員提出の修正案は賛成少数をもって否決され、佐々木委員提出の修正案及び修正部分を除く原案はいずれも多数をもって可決され、よって本法律案は多数をもって修正議決すべきものと決しました。

なお、本案に対し、有害性の調査の計画的、積極的推進、産業医の量的確保と資質の向上、有害性の調査結果の早期報告、労働者保護に立った改正じん肺法の運用等を内容とする附帯決議を全会一致をもって付することに決しました。

以上報告いたします。(拍手)

○議長(河野三三) これより採決をいたします。本案の委員長報告は修正議決報告でございます。

本案を委員長報告のとおり修正議決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河野三三) 過半数と認められます。よって、本案は委員長報告のとおり修正議決されました。

○議長(河野三三) この際、日程に追加して、北西太平洋のソヴィエト社会主義共和国連邦の地先沖合における千九百七十七年の漁業に関する日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の協定の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)を議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(河野三三) 御異議ないと認めます。まず、委員長長の報告を求めます。外務委員長寺

本広作君。

審査報告書

北西太平洋のソヴィエト社会主義共和国連邦の地先沖合における千九百七十七年の漁業に関する日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

右は全会一致をもって承認すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

昭和五十二年六月九日
外務委員長 寺本 広作
参議院議長 河野 三三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

この協定は、ソ連が、昨年十二月十日付けの最高会議幹部会令に基づき、本年三月一日よりソ連沿岸に接続する海域における生物資源の保存及び漁業の規制に関する暫定措置を実施していることにかんがみ、北西太平洋のソ連地先沖合における一九七七年の我が国による漁業の手段及び条件を確立するため、漁獲割当量、操業区域等の決定の方法、許可証の発給及び料金の徴収、ソ連による取締り、違反行為に対する処罰等について定めたものである。この協定の締結により、我が国漁船はソ連地先沖合で引き続き本年まで操業することができることとなるので、妥当な措置と認めた。

二、費用
別に費用を要しない。

北西太平洋のソヴィエト社会主義共和国連邦の地先沖合における千九百七十七年の漁業に関する日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

右は本院において承認することを議決した。よって国会法第八十三条により送付する。

昭和五十二年六月六日
衆議院議長 保利 茂
参議院議長 河野 三三殿

北西太平洋のソヴィエト社会主義共和国連邦の地先沖合における千九百七十七年の漁業に関する日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

北西太平洋のソヴィエト社会主義共和国連邦の地先沖合における千九百七十七年の漁業に関する日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

北西太平洋のソヴィエト社会主義共和国連邦の地先沖合における千九百七十七年の漁業に関する日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の協定

日本国政府及びソヴィエト社会主義共和国連邦政府は、

北西太平洋の漁業資源の保存及び最適利用に関する共通の関心を考慮し、沿岸国の地先沖合における漁業に関する当該沿岸国の権利に関する諸問題についての第三次国際連合海洋法会議における審議を考慮し、

千九百七十六年十二月十日付けのソヴィエト社会主義共和国連邦最高会議幹部会令に規定されている調査、開発及び保存のための生物資源に対するソヴィエト社会主義共和国連邦の主権的権利を認め、
日本国の国民及び漁船が、北西太平洋のソヴィエト社会主義共和国連邦の地先沖合において伝統的に漁業に従事してきたことを考慮し、
日本国とソヴィエト社会主義共和国連邦との間

労働安全衛生法及びじん肺法の一部を改正する法律案 議事日程追加の件 北西太平洋のソヴィエト社会主義共和国連邦の地先沖合における千九百七十七年の漁業に関する日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

六三二

の漁業の分野における互恵的協力を発展させることを希望し、
相互に關心を有し、かつ、ソヴィエト社会主義共和国連邦が主権的権利を行使する生物資源の利用の手段及び条件を定めることを希望して、次のとおり協定した。

第一条

この協定は、千九百七十六年十二月十日付けのソヴィエト社会主義共和国連邦沿岸に接続する海域における生物資源の保存及び漁業の規制に関する暫定措置に関するソヴィエト社会主義共和国連邦最高会議幹部会令第六号及びソヴィエト社会主義共和国連邦政府の決定に従って定められる北西太平洋のソヴィエト社会主義共和国連邦沿岸に接続する海域において日本国の国民及び漁船が漁獲を行う手段及び条件を定めることを目的とする。

第二条

日本国の国民及び漁船が前条の漁獲を行う権利は、ソヴィエト社会主義共和国連邦の国民及び漁船のために日本国の地先沖合における伝統的操業を継続する権利を維持するとの相互利益の原則に立つて与えられる。

第三条

この協定において、
1 「生物資源」とは、第一条にいう海域におけるすべての種類の魚類の資源、ソヴィエト社会主義共和国連邦の淡水水域において産卵し、外洋水域に回遊するすべての種類の湖河性魚類の資源及びソヴィエト社会主義共和国連邦の大陸棚の定着性の種族に属するすべての生物をいう。
2 「魚類」とは、ひれを有する魚類、軟体動物、甲殻類その他のすべての海産動物（ただし、鳥類を除く）をいう。
3 「漁獲」とは、次の(A)から(D)までをいう。
(A) 魚類を採捕すること。
(B) 魚類を採捕しようとして試みることを。
(C) 魚類を採捕する結果になると合理的に予想し得るその他の活動。

(D) (A)から(C)までに掲げる活動を直接に補助し又は準備するための海上における作業
4 「漁船」とは、次の(A)又は(B)のために使用されているか又は使用されるよう設備がされている船舶その他の舟艇をいう。
(A) 漁獲
(B) 漁獲に關係する作業（漁獲の準備、船舶への補給、魚類の貯蔵、輸送及び加工並びに積卸し作業を含む。）

この定義には、ソヴィエト社会主義共和国連邦の権限のある当局が発給する特別許可証により漁獲に關連する科学的調査を行う日本国の漁船は含まれない。

第四条

1 第一条にいう海域の範囲について、ソヴィエト社会主義共和国連邦の権限のある当局により定められる日本国に対する千九百七十七年の漁獲割当ての量及び魚種別組成並びに日本国の国民及び漁船が漁獲を行う具体的な区域及び条件は、この協定の署名の日に変換される日本国及びソヴィエト社会主義共和国連邦の権限のある当局の間の書簡に掲げられる。

2 1にいう千九百七十七年の漁獲割当てには、第一条にいう海域において千九百七十七年三月中に日本国の漁船が漁獲した魚類が含まれる。

第五条

1 ソヴィエト社会主義共和国連邦の権限のある機関は、第一条にいう海域において漁獲に従事することを希望する日本国の漁船に対し、当該漁獲を行うことに關する許可証を発給する。日本国の漁船は、この許可証を有していない場合には、同条にいう海域において漁獲に従事することができない。

2 1にいう許可証の申請及び発給の手続、日本国の漁獲に關する情報の提出の手続並びに日本国の漁船の操業日誌の記載の手続は、この協定の不可分の一部をなす附屬書に定められる。
3 ソヴィエト社会主義共和国連邦の権限のある

機関は、1にいう許可証の発給に關し妥当な料金を徴収することができる。

第六条

日本国政府は、日本国の国民及び漁船が、この協定の規定並びに第一条にいう海域における生物資源の保存及び漁業の規制のためにソヴィエト社会主義共和国連邦において定められている規則に従うことを確保する。これらの規定又は規則に従わない日本国の国民及び漁船は、ソヴィエト社会主義共和国連邦の法律に従い責任を負う。

第七条

1 日本国政府は、ソヴィエト社会主義共和国連邦の権限のある機関によつて任命された公務員が、第五条1にいう許可証を有し、かつ、この協定に従つて漁獲を行っているすべての日本国の漁船に支障なく乗船する機会が与えられることとなること並びに当該公務員が漁船にある間、当該漁船の船長及び船員が検査（検査の結果発見された違反を除去するための措置をとることを含む）の実施について当該公務員に協力することを確保する。

2 日本国政府は、1にいうソヴィエト社会主義共和国連邦の公務員の日本国の漁船における滞在に關連する経費がソヴィエト社会主義共和国連邦の権限のある機関に償還されることを確保する。

3 ソヴィエト社会主義共和国連邦の権限のある機関によつて日本国の漁船が拿捕されたときは、日本国政府に対し、その旨が外交上の経路を通じて遅滞なく通報される。拿捕された漁船及びその乗組員は、適当な担保又はその他の保証が提供された後に遅滞なく釈放される。

第八条

この協定のいかなる規定も、第三次国際連合海洋法會議において検討されている海洋法の諸問題についても、相互の關係における諸問題についても、いずれの政府の立場又は見解を害するものともみなしてはならない。

第九条

1 この協定は、それぞれの国の国内法上の手続に従つて承認されなければならない。
2 この協定は、その承認を通知する外交上の公文が交換された日に効力を生じ、千九百七十七年十二月三十一日まで効力を有する。

以上の証據として、下名は、各自の政府から正當に委任を受けてこの協定に署名した。

千九百七十七年五月二十七日にモスクワで、ひとしく正文である日本語及びロシア語により本書二通を作成した。

日本国政府のために

鈴木善幸
重光 晶

ソヴィエト社会主義共和国連邦政府のために
A・イシコフ

附屬書

ソヴィエト社会主義共和国連邦が主権的権利を行使する生物資源の漁獲を日本国の漁船が千九百七十七年に行うことができるための許可証の申請及び発給、当該漁獲に關する情報の提出並びに操業日誌の記載は、次の手続及び条件に従つて行われる。

1 日本国の権限のある機関は、ソヴィエト社会主義共和国連邦の権限のある機関に対し、この協定に基づいて漁獲に従事することを希望する日本国の漁船に対する許可証の発給のために申請を行う。この申請は、両国の権限のある機関の間で合意される様式によつて行われなければならない。申請書の記入及び提出の手続は、ソヴィエト社会主義共和国連邦の権限のある機関が定める。

2 ソヴィエト社会主義共和国連邦の権限のある

昭和五十二年六月九日 参議院会議録第十八号

北西太平洋のソヴィエト社会主義共和国連邦の漁業に於ける千九百七十七年の漁業に関する日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の協定の締結について承認を求めるの件 日程第四より第三九までの諸願及びロッキード事件の徹底究明に関する諸願外二千五十五件の諸願

六三四

機関は、申請書を検討し、この協定の第一条にいう海域において漁獲を行うための日本国の漁船に対する許可証の発給について、この協定の条件に従って決定する。許可証の発給手続は、ソヴィエト社会主義共和国連邦の権限のある機関が定める。

3 ソヴィエト社会主義共和国連邦の権限のある機関は、許可証の発給を拒否する場合には、日本国の権限のある機関に対しその旨を通知する。必要がある場合には、両国の権限のある機関は、これにつき協議を行うことができる。日本国の権限のある機関は、この協議の後、改めて申請を行うことができる。

4 ソヴィエト社会主義共和国連邦の権限のある機関の公務員は、日本国の漁船がこの協定の条件に違反した場合、当該漁船に対して発給された許可証の効力を停止することができる。ソヴィエト社会主義共和国連邦の権限のある機関は、日本国の漁船がこの協定の条件に違反した場合、当該漁船に対して発給された許可証の効力を失わせることができる。

5 すべての日本国の漁船は、この協定の第一条にいう海域において漁獲に従事するときは、当該漁船に対して発給された許可証を船内に常時保持していなければならない。

6 日本国の権限のある機関は、船長が交代し又は乗組員の数に変更がある場合には、十日以内に、許可証を発給したソヴィエト社会主義共和国連邦の権限のある機関に通報する。

7 日本国側は、「極東漁業総局」(ソヴィエト社会主義共和国連邦ウラジオストク市)に対し、無線又は電報によりこの協定の第一条にいう海域における漁獲に関する句との情報(両国の権限のある機関の間で合意される様式による)を通報し、並びに日本語及びロシア語によるこの海域における漁獲に関する月ごとの資料(両国の権限のある機関の間で合意される様式による)を郵送する。これらの句ごとの情報及び月

ごとの資料は、その句及び月の末日の後それぞれ五日及び十日以内に、ソヴィエト社会主義共和国連邦の権限のある機関に提出する。

8 許可証の発給を受けた日本国の漁船は、この協定の第一条にいう海域において漁獲を行う場合には、操業日誌(両国の権限のある機関の間で合意される様式による)に記載しておくなければならない。

「寺本広作君登壇、拍手」

○寺本広作君 たいだいま議題となりました、ソ連の地先沖合における一九七七年の漁業に関する日ソ協定につきまして、外務委員会における審議の経過と結果を御報告いたします。

この協定は、ソ連が本年三月一日から北西太平洋の同国二百海里水域において生物資源の保存及び漁業の規制に関する暫定措置を実施していることにかんがみ、この水域におけるわが国漁船の操業を引き続き本年末まで確保することを目的とするものでありまして、漁獲割り当て量、操業区域等の決定の方法、操業許可証の発給及び料金の徴収、ソ連による取り締まり、違反行為に対する処罰等について定めております。

委員会におきましては、福田内閣総理大臣の出席をも求め、二百海里時代へのわが国の対応策、北方領土問題、協定における漁業と領土の切り離しの問題、ソ連漁業暫定協定におけるわが国二百海里法の北方水域への適用問題、ソ連漁船のわが国領海十二海里内の操業禁止問題、協定の実施に伴う減税、休漁に対する救済措置等、各般にわたる慎重かつ熱心な質疑が行われましたが、詳細は会議録によつて御承知を願います。

本日質疑を終え、別に討論もなく、採決の結果、本件は全会一致をもって承認すべきものと決定いたしました。

以上御報告いたします。(拍手)

○議長(河野謙三君) これより採決をいたします。

本件を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

「賛成者起立」

○議長(河野謙三君) 総員起立と認めます。よつて、本件は全会一致をもって承認することに決しました。

○議長(河野謙三君) 日程第四より第三九までの諸願及び本日ロッキード事件に関する調査特別委員長外六委員長から報告書が提出されましたロッキード事件の徹底究明に関する諸願外二千五十五件の諸願を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(河野謙三君) 御異議ないと認めます。

「日程第四より第三九までの諸願審査報告書は都合により追録に掲載」

ロッキード事件の徹底究明に関する諸願
ロッキード汚職の徹底究明に関する諸願(十九件)

「審査報告書は都合により追録に掲載」

「審査報告書は都合により追録に掲載」

「審査報告書は都合により追録に掲載」

「審査報告書は都合により追録に掲載」

「審査報告書は都合により追録に掲載」

「審査報告書は都合により追録に掲載」

「審査報告書は都合により追録に掲載」

「審査報告書は都合により追録に掲載」

「審査報告書は都合により追録に掲載」

「審査報告書は都合により追録に掲載」

「審査報告書は都合により追録に掲載」

見書案付
大和市中鶴間地域の排水対策促進等に関する諸願

「審査報告書は都合により追録に掲載」

「審査報告書は都合により追録に掲載」

「審査報告書は都合により追録に掲載」

「審査報告書は都合により追録に掲載」

「審査報告書は都合により追録に掲載」

「審査報告書は都合により追録に掲載」

「審査報告書は都合により追録に掲載」

「審査報告書は都合により追録に掲載」

「審査報告書は都合により追録に掲載」

「審査報告書は都合により追録に掲載」

「審査報告書は都合により追録に掲載」

「審査報告書は都合により追録に掲載」

「審査報告書は都合により追録に掲載」

「審査報告書は都合により追録に掲載」

「審査報告書は都合により追録に掲載」

「審査報告書は都合により追録に掲載」

「審査報告書は都合により追録に掲載」

「審査報告書は都合により追録に掲載」

「審査報告書は都合により追録に掲載」

「審査報告書は都合により追録に掲載」

「審査報告書は都合により追録に掲載」

「審査報告書は都合により追録に掲載」

柔道整復師法一部改正に関する請願(二件)
中国残留日本人肉親探し並びに里帰り・永住帰国に関する請願(四十三件)
ハンセン氏病療養所の医療の充実、整備の促進に関する請願(二十件)

全国一律最低賃金制の法制化等に関する請願(二件)
建設国民健康保険組合に対する国庫負担の増額・法制化に関する請願(百二十九件)

難病対策特別措置法制定に関する請願
国民健康保険の抜本的改善に関する請願(四件)
乳幼児医療無料の制度化に関する請願(二件)

生協規制反対等に関する請願(三件)
労働大臣許可看護婦家政婦紹介所を人材事業化し、個人雇用社会にある看護婦、家政婦に対する労働保険適用措置に関する請願

精神衛生法の改正に関する請願(二件)
難病対策に関する請願(二件)
インドネシア地域等にある戦没者の遺骨収集に関する請願

国民健康保険の臨時財政調整交付金の拡充に関する請願
国民の社会福祉実現に関する請願(六十九件)
全国一律最低賃金制確立、雇用・失業保障制度等の抜本改善に関する請願(三百四十六件)

大腸四頭筋短縮症「患者」救済に関する請願(三百六十六件)
障害者・児の生活の保障等に関する請願(十三件)
希望する障害者の仕事と生活の保障に関する請願(六件)

名瀬市生活保護級地の引上げに関する請願
「福祉の町づくり」のため国の法制化に関する請願(四件)
生理休暇を有給で必要日数を保障することの請願

社会保険診療報酬の引上げ等に関する請願(十六件)
昭和五十二年六月九日 参議院会議録第十八号

老人医療費の有料化反対、現行制度の改善に関する請願
労働基準法の改正とILO条約第百十一号、第百三十三号、第八十九号の批准に関する請願(百八十三件)

保育器障害をなくし、障害児(者)の生活・教育・医療の改善に関する請願(二十二件)
生活保護基準の引上げと制度改善に関する請願(二件)

国立大田病院の医療改善のために五十二年度定員での大幅な増員に関する請願
母性保障についての法の改正に関する請願(九十八件)

増員をはじめとする労働行政体制確立に関する請願(九十八件)
病院の診療報酬引上げに関する請願(二十件)

母性保障基本法制定に関する請願(十九件)
全国一律最低賃金制確立に関する請願(二十三件)

水道事業に係る国庫補助率の引上げ等財政措置の強化に関する請願
日雇健康保険制度の改善に関する請願(六件)

全国一律最低賃金制と雇用保障制度確立に関する請願(三件)
歯科医療の確保と改善に関する請願(二十九件)

冬期暖房料についての療養担当手当規則を東北その他の寒冷地に適用することの請願(三件)
学童保育制度の拡充に関する請願(二件)

「母性保障法」の制定に関する請願
国立療養所畑病院の医療改善等に関する請願
重度戦傷病者と家族の援護に関する請願(十四件)

生協への規制を取りやめ、生協運動助成強化に関する請願(三件)
国立寺泊療養所の整備に関する請願(三件)

難治性患者、職業病患者の医療と生活に関する請願(十件)
日程第四より第三九までの請願及びロッキード事件の徹底解明に関する請願外二千五十五件の請願 委員会審査及び調査を閉会中も継続するの件

全国一律最低賃金制法制化等に関する請願(三件)
働く婦人の権利拡充と福祉対策の強化に関する請願(五件)

医療保険制度の改革に関する請願(二十三件)
安心して子どもを生み育てられるよう母性保護の強化に関する請願(三件)

公共職業安定所の組織の拡充に関する請願(二件)
障害児保育の充実改善に関する請願(二十二件)

国立浜田病院を地域の医療需要(救急老人医療を含む)に対応できるように医療機関としての整備、拡充等に関する請願
犬の登録手数料引上げ等に関する請願(二件)

老人福祉に関する請願
働く婦人に見合った保育所増設等に関する請願(十三件)

インドネシア、スマトラ島中部に「スマトラ島戦争犠牲者慰霊塔」建立に関する請願
横浜市旭区に国立総合病院を設立することの請願

横浜南部に社会保険事務所増設等の請願
民間社会福祉施設職員の給与等改善費の改定に伴う加算率算定基準の改善に関する請願
横浜市港南区に休日診療所を設置すること等の請願

保育関係予算の大幅増額等に関する請願
老人医療費の年齢制限引下げ等に関する請願
横浜市内十四区に公立の休日・夜間診療所設置促進等に関する請願

保育事業推進に関する請願(二十三件)
日雇健康保険の改善に関する請願
〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

日中平和友好条約の早期締結に関する請願
日中平和友好条約の締結促進に関する請願
〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

〇議長(河野謙三君) これらの請願は、各委員長の報告を省略して、各委員会決定のとおり採択することに御異議ございませんか。
〔異議なしと称す者あり〕

〇議長(河野謙三君) 御異議ないと認めます。
〇議長(河野謙三君) この際、委員会の審査及び調査を閉会中も継続するの件についてお諮りいたします。

内閣委員会
一、国家行政組織及び国家公務員制度等に関する調査
一、国防衛に関する調査
一、地方行政の改革に関する調査
一、地方行政の改革に関する調査
一、検察及び裁判の運営等に関する調査
一、国際情勢等に関する調査
一、租税及び金融等に関する調査
一、教育、文化及び学術に関する調査
一、社会労働委員会
一、労働問題に関する調査
一、農林水産委員会
一、農林水産政策に関する調査
一、農林水産政策に関する調査
一、産業貿易及び経済計画等に関する調査
一、運輸事情等に関する調査
一、運輸委員会
一、郵政事業及び電気通信事業の運営並びに電波に関する調査

昭和五十二年六月九日 参議院会議録第十八号

委員会の審査及び調査を閉会中も継続するの件 議員の半数任期満了につき議長のあいさつ 議長のあいさつに対する青木一男君の謝辞

六三六

建設委員会

一、建設事業並びに建設諸計画に関する調査
議院運営委員会

一、議院及び国立国会図書館の運営に関する件

沖繩及び北方問題に関する特別委員会
一、沖繩及び北方問題に関する特別委員会

災害対策特別委員会
一、災害対策特別委員会

公害対策及び環境保全特別委員会
一、公害対策及び環境保全特別委員会

交通安全対策特別委員会
一、交通安全対策特別委員会

物価等対策特別委員会
一、当面の物価等対策特別委員会

公職選挙法改正に関する特別委員会
一、公職選挙法改正に関する特別委員会

科学技術振興対策特別委員会
一、科学技術振興対策特別委員会

ロッキード問題に関する調査特別委員会
一、ロッキード問題に関する調査

議長(河野謙三君) 本件は、各委員長要求のとおり決することに御異議ございませんか。

議長(河野謙三君) 御異議ないと認めます。よって、本件は各委員長要求のとおり決しました。

議長(河野謙三君) この際、一言ごあいさつ申し上げます。

今期国会におきましては、幾多の重要案件の審議を行い、本日をもって長期にわたる会期を円満に終了いたしますことは御同慶の至りであります。皆様御苦労に對し、衷心より感謝の意を表する次第でございます。

今年本院議員の改選期に当たり、皆様のうち半数の方々は来る七月三日をもって任期を終えられなければならない。私もまたその一人であります。私が、昭和四十六年七月議長に就任以来今日まで大過なくその職責を果たすことができたことは、終始変わらぬ皆様方の御厚情と御支援のたまものであります。ここに厚く御礼申し上げます。

近く任期を終えられます皆様本院議員として残された数々の御功績に對し、深甚なる敬意を表するものであります。

しかし、このたびの改選を機に勇退される方々も少なくありません。まことに名残惜しく存ずる次第であります。内外の情勢多端の折、御自愛の上、今後なお一層議會政治発展のため御尽力くだされますようお願い申し上げます。

さらにはまた、重ねて立候補されます方々におかれましては、来るべき選挙において御健闘の上、御立選されますよう、心からお祈りする次第であります。

これをもって私のごあいさつといたします。

〔拍手〕

議長(河野謙三君) 青木一男君から発言を求められております。発言を許します。青木一男君。

〔青木一男君登壇、拍手〕

議長(河野謙三君) 青木一男君から発言を求められております。発言を許します。青木一男君。

議長(河野謙三君) 青木一男君から発言を求められております。発言を許します。青木一男君。

議長(河野謙三君) 青木一男君から発言を求められております。発言を許します。青木一男君。

議長(河野謙三君) 青木一男君から発言を求められております。発言を許します。青木一男君。

議長(河野謙三君) 青木一男君から発言を求められております。発言を許します。青木一男君。

議長(河野謙三君) 青木一男君から発言を求められております。発言を許します。青木一男君。

議長(河野謙三君) 青木一男君から発言を求められております。発言を許します。青木一男君。

議長(河野謙三君) 青木一男君から発言を求められております。発言を許します。青木一男君。

議長(河野謙三君) 青木一男君から発言を求められております。発言を許します。青木一男君。

議長(河野謙三君) 青木一男君から発言を求められております。発言を許します。青木一男君。

議長(河野謙三君) 青木一男君から発言を求められております。発言を許します。青木一男君。

議長(河野謙三君) 青木一男君から発言を求められております。発言を許します。青木一男君。

議長(河野謙三君) 青木一男君から発言を求められております。発言を許します。青木一男君。

議長(河野謙三君) 青木一男君から発言を求められております。発言を許します。青木一男君。

議長(河野謙三君) 青木一男君から発言を求められております。発言を許します。青木一男君。

議長(河野謙三君) 青木一男君から発言を求められております。発言を許します。青木一男君。

議長(河野謙三君) 青木一男君から発言を求められております。発言を許します。青木一男君。

議長(河野謙三君) 青木一男君から発言を求められております。発言を許します。青木一男君。

議長(河野謙三君) 青木一男君から発言を求められております。発言を許します。青木一男君。

議長(河野謙三君) 青木一男君から発言を求められております。発言を許します。青木一男君。

議長(河野謙三君) 青木一男君から発言を求められております。発言を許します。青木一男君。

議長(河野謙三君) 青木一男君から発言を求められております。発言を許します。青木一男君。

議長(河野謙三君) 青木一男君から発言を求められております。発言を許します。青木一男君。

議長(河野謙三君) 青木一男君から発言を求められております。発言を許します。青木一男君。

議長(河野謙三君) 青木一男君から発言を求められております。発言を許します。青木一男君。

議長(河野謙三君) 青木一男君から発言を求められております。発言を許します。青木一男君。

議長(河野謙三君) 青木一男君から発言を求められております。発言を許します。青木一男君。

議長(河野謙三君) 青木一男君から発言を求められております。発言を許します。青木一男君。

議長(河野謙三君) 青木一男君から発言を求められております。発言を許します。青木一男君。

議長(河野謙三君) 青木一男君から発言を求められております。発言を許します。青木一男君。

議長(河野謙三君) 青木一男君から発言を求められております。発言を許します。青木一男君。

議長(河野謙三君) 青木一男君から発言を求められております。発言を許します。青木一男君。

議長(河野謙三君) 青木一男君から発言を求められております。発言を許します。青木一男君。

議長(河野謙三君) 青木一男君から発言を求められております。発言を許します。青木一男君。

議長(河野謙三君) 青木一男君から発言を求められております。発言を許します。青木一男君。

議長(河野謙三君) 青木一男君から発言を求められております。発言を許します。青木一男君。

議長(河野謙三君) 青木一男君から発言を求められております。発言を許します。青木一男君。

議長(河野謙三君) 青木一男君から発言を求められております。発言を許します。青木一男君。

議長(河野謙三君) 青木一男君から発言を求められております。発言を許します。青木一男君。

議長(河野謙三君) 青木一男君から発言を求められております。発言を許します。青木一男君。

議長(河野謙三君) 青木一男君から発言を求められております。発言を許します。青木一男君。

議長(河野謙三君) 青木一男君から発言を求められております。発言を許します。青木一男君。

議長(河野謙三君) 青木一男君から発言を求められております。発言を許します。青木一男君。

議長(河野謙三君) 青木一男君から発言を求められております。発言を許します。青木一男君。

議長(河野謙三君) 青木一男君から発言を求められております。発言を許します。青木一男君。

議長(河野謙三君) 青木一男君から発言を求められております。発言を許します。青木一男君。

議長(河野謙三君) 青木一男君から発言を求められております。発言を許します。青木一男君。

議長(河野謙三君) 青木一男君から発言を求められております。発言を許します。青木一男君。

議長(河野謙三君) 青木一男君から発言を求められております。発言を許します。青木一男君。

議長(河野謙三君) 青木一男君から発言を求められております。発言を許します。青木一男君。

議長(河野謙三君) 青木一男君から発言を求められております。発言を許します。青木一男君。

議長(河野謙三君) 青木一男君から発言を求められております。発言を許します。青木一男君。

議長(河野謙三君) 青木一男君から発言を求められております。発言を許します。青木一男君。

議長(河野謙三君) 青木一男君から発言を求められております。発言を許します。青木一男君。

議長(河野謙三君) 青木一男君から発言を求められております。発言を許します。青木一男君。

議長(河野謙三君) 青木一男君から発言を求められております。発言を許します。青木一男君。

議長(河野謙三君) 青木一男君から発言を求められております。発言を許します。青木一男君。

議長(河野謙三君) 青木一男君から発言を求められております。発言を許します。青木一男君。

議長(河野謙三君) 青木一男君から発言を求められております。発言を許します。青木一男君。

議長(河野謙三君) 青木一男君から発言を求められております。発言を許します。青木一男君。

議長(河野謙三君) 青木一男君から発言を求められております。発言を許します。青木一男君。

議長(河野謙三君) 青木一男君から発言を求められております。発言を許します。青木一男君。

議長(河野謙三君) 青木一男君から発言を求められております。発言を許します。青木一男君。

議長(河野謙三君) 青木一男君から発言を求められております。発言を許します。青木一男君。

議長(河野謙三君) 青木一男君から発言を求められております。発言を許します。青木一男君。

議長(河野謙三君) 青木一男君から発言を求められております。発言を許します。青木一男君。

議長(河野謙三君) 青木一男君から発言を求められております。発言を許します。青木一男君。

議長(河野謙三君) 青木一男君から発言を求められております。発言を許します。青木一男君。

議長(河野謙三君) 青木一男君から発言を求められております。発言を許します。青木一男君。

昭和五十二年六月九日 参議院會議録第十八号 議長の報告事項

外務大臣 鳩山威一郎君 運輸大臣 田村元君 労働大臣臨時代理 同	戸塚進也君 浜本萬三君 大塚喬君 田英夫君 藤井丙午君 村田秀三君 二木謙吾君 杉山善太郎君 野口忠夫君 小笠公昭君 戸叶武君 栗原俊夫君 吉田忠三郎君 福岡知之君 粕谷照美君 小巻敏雄君 内藤功君 寺田熊雄君 香脱タケ子君 小谷守君 松本英一君 小笠原貞子君 橋本敦君 野々山一三君 渡辺武君 久保亘君 鶴岡哲夫君 須藤五郎君 星野力君 竹田四郎君 河田賢治君 上田耕一郎君	目黒今朝次郎君 赤桐操君 梶木又三君 神沢浄君 竹田現昭君 源田実君 福井勇君 西ヶ久保重光君 和田静夫君 羽生三七君 小柳勇君 安永英雄君 志苦裕君 山中郁子君 片山甚市君 安武洋子君 小山一平君 佐々木静子君 神谷信之助君 上田哲君 前川旦君 立木洋君 田中寿美子君 加藤進君 塚田大願君 瀬谷英行君 松永忠二君 岩間正男君 阿貝根登君 加瀬完君 野坂参三君 春日正一君	建設大臣 長谷川四郎君 議長の報告事項 一昨七日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。	内閣委員 岡田広君 太田淳夫君 塩見俊二君 藤原房雄君 高田浩通君 矢野登君 坂野重信君 戸塚進也君 久保田藤麿君 内藤善三郎君 宮之原貞光君 鈴木美枝子君 白木義一郎君 長谷川信君 片山甚市君 原田立君 望月邦夫君 赤桐操君 宮田輝君 竹田四郎君 坂元親男君 岩本政一君 棚田四郎君 安永英雄君 沢田政治君 小谷守君	外務委員 岡田広君 長谷川信君 塩見俊二君 久保田藤麿君 戸塚進也君 望月邦夫君 片山甚市君 赤桐操君 太田淳夫君 矢野登君 宮之原貞光君 藤原房雄君 内藤善三郎君 鈴木美枝子君 岩本政一君 安永英雄君 棚田四郎君 宮田輝君 竹田四郎君 矢田部理君 森下昭司君	大蔵委員 岡田広君 長谷川信君 塩見俊二君 久保田藤麿君 戸塚進也君 望月邦夫君 片山甚市君 赤桐操君 太田淳夫君 矢野登君 宮之原貞光君 藤原房雄君 内藤善三郎君 鈴木美枝子君 岩本政一君 安永英雄君 棚田四郎君 宮田輝君 竹田四郎君 矢田部理君 森下昭司君	農林水産委員 岡田広君 長谷川信君 塩見俊二君 久保田藤麿君 戸塚進也君 望月邦夫君 片山甚市君 赤桐操君 太田淳夫君 矢野登君 宮之原貞光君 藤原房雄君 内藤善三郎君 鈴木美枝子君 岩本政一君 安永英雄君 棚田四郎君 宮田輝君 竹田四郎君 矢田部理君 森下昭司君	社会労働委員 岡田広君 長谷川信君 塩見俊二君 久保田藤麿君 戸塚進也君 望月邦夫君 片山甚市君 赤桐操君 太田淳夫君 矢野登君 宮之原貞光君 藤原房雄君 内藤善三郎君 鈴木美枝子君 岩本政一君 安永英雄君 棚田四郎君 宮田輝君 竹田四郎君 矢田部理君 森下昭司君	建設委員 岡田広君 長谷川信君 塩見俊二君 久保田藤麿君 戸塚進也君 望月邦夫君 片山甚市君 赤桐操君 太田淳夫君 矢野登君 宮之原貞光君 藤原房雄君 内藤善三郎君 鈴木美枝子君 岩本政一君 安永英雄君 棚田四郎君 宮田輝君 竹田四郎君 矢田部理君 森下昭司君	予算委員 岡田広君 長谷川信君 塩見俊二君 久保田藤麿君 戸塚進也君 望月邦夫君 片山甚市君 赤桐操君 太田淳夫君 矢野登君 宮之原貞光君 藤原房雄君 内藤善三郎君 鈴木美枝子君 岩本政一君 安永英雄君 棚田四郎君 宮田輝君 竹田四郎君 矢田部理君 森下昭司君	同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。	同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。	同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。	同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。	同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。	同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。	同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。	同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。	同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。	同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。	同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。
--	---	--	--	---	---	---	---	---	---	---	----------------------------	----------------------------	----------------------------	----------------------------	----------------------------	----------------------------	----------------------------	----------------------------	----------------------------	----------------------------	----------------------------

同日議長において、左の特別委員の辞任を許可した。

物価等対策特別委員 近藤 忠孝君

同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。

物価等対策特別委員 安武 洋子君

同日委員会において選任した理事は左の通りである。

沖繩及び北方問題に関する特別委員会

理事 佐藤 信二君(佐藤信二君の補欠)

理事 対馬 孝且君(対馬孝且君の補欠)

同日委員長から左の報告書が提出された。

沖繩及び北方問題に関する特別委員会請願審査報告書(第一号)

同日議員から左の質問主意書が提出された。

新日本製鉄株式会社広畑製鉄所における労働災害および時間外労働等に関する質問主意書(近藤忠孝君提出)

福井県若狭湾地帯における原子力発電所の重大な危険から住民を守るための施策に関する質問主意書(近藤忠孝君提出)

木曾谷における木材木工産業振興に関する質問主意書(近藤忠孝君提出)

大学院生の研究・生活条件の改善に関する質問主意書(近藤忠孝君提出)

小中学校の学校建設に対する国庫補助制度の改善に関する質問主意書(近藤忠孝君提出)

群馬県下における国鉄線、国道、河川等の防災

促進に関する質問主意書(近藤忠孝君提出)

国鉄における欠員補充と腰痛病対策に関する質問主意書(近藤忠孝君提出)

季節的に人口が急増する観光地における環境整備に関する質問主意書(近藤忠孝君提出)

高等学校の建設費に対する国庫補助の改善に関する質問主意書(近藤忠孝君提出)

上武国道建設および道路予定地における土地改良事業に関する質問主意書(近藤忠孝君提出)

ハンセン氏病患者国立療養所沖繩愛楽園並びに宮古南園の職員の増員等に関する質問主意書(喜屋武眞榮君提出)

公害保健福祉事業の促進に関する質問主意書(喜屋武眞榮君提出)

水俣病の認定業務促進に関する質問主意書(星野力君外一名提出)

公害健康被害補償法の補償給付改善に関する質問主意書(喜屋武眞榮君提出)

同日左の質問主意書を内閣に転送した。

魚鱗の値上がり防止等に関する質問主意書(喜屋武眞榮君提出)

学校図書館に関する質問主意書(喜屋武眞榮君提出)

沖繩県における水源の保護に関する質問主意書(星野力君提出)

西日本の漁業振興対策に関する質問主意書(星野力君提出)

本日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

た。

内閣委員

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

森下 泰君

安永 英雄君

渡辺 武君

宮田 輝君

中村 太郎君

原田 立君

徳永 正利君

小巻 敏雄君

内田 善利君

安武 洋子君

立木 洋君

藤原 房雄君

近藤 忠孝君

同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。

沖繩及び北方問題に関する特別委員

公害対策及び環境保全特別委員

物価等対策特別委員

本日委員会において選任した理事は左の通りである。

内閣委員会

理事 上田 稔君(上田稔君の補欠)

理事 岡田 広君(岡田広君の補欠)

運輸委員会

理事 岡本 悟君(岡本悟君の補欠)

通信委員会

理事 最上 進君(最上進君の補欠)

同日議長において、左の特別委員の辞任を許可した。

沖繩及び北方問題に関する特別委員

公害対策及び環境保全特別委員

物価等対策特別委員

同日議長において、左の特別委員の辞任を許可した。

内閣委員会

理事 上田 稔君(上田稔君の補欠)

理事 岡田 広君(岡田広君の補欠)

運輸委員会

理事 岡本 悟君(岡本悟君の補欠)

通信委員会

理事 最上 進君(最上進君の補欠)

昭和五十二年六月九日 参議院會議録第十八号 議長の報告事項

建設委員会

理事 石破 二郎君(石破二郎君の補欠)
理事 赤桐 操君(赤桐操君の補欠)

本日議長は、内閣から予備審査のため送付された左の議案を委員会に付託した。

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案

防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案

刑法の一部を改正する法律案

健康保険法及び船員保険法の一部を改正する法律案

日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定の実施に伴う石油及び可燃性天然ガス資源の開発に関する特別措置法案

国有鉄道運賃法及び日本国有鉄道法の一部を改正する法律案

日本原子力船開発事業団法の一部を改正する法律案

原子力基本法等の一部を改正する法律案

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案

科学技術振興対策特別委員会に付託

本日議長は、衆議院から予備審査のため送付された左の議案を内閣委員会に付託した。

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案(長谷川正三君外六名提出)

本日衆議院送付の左の内閣提出案を衆議院に回付した。

労働安全衛生法及びじん肺法の一部を改正する法律案

本日左の件を衆議院に返付した。

日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の北部の境界画定に関する協定及び日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定の締結について承認を求めるの件

本日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を承認することを議決した旨衆議院に通知した。

アメリカ合衆国の地先沖合における漁業に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

経済協力に関する日本国とモンゴル人民共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件

北西太平洋のソヴィエト社会主義共和国連邦の地先沖合における千九百七十七年の漁業に関する日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

日本本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

本日本院は、左の衆議院提出案を可決した旨衆議院に通知した。

国際観光文化都市の整備のための財政上の措置等に関する法律案

本日衆議院から、左の件は憲法第六十一条の規定により衆議院の議決が国会の議決となつた旨の通知書を受領した。

日本本院は、左の衆議院提出案を可決した旨衆議院に通知した。

国際観光文化都市の整備のための財政上の措置等に関する法律案

本日衆議院から、左の件は憲法第六十一条の規定により衆議院の議決が国会の議決となつた旨の通知書を受領した。

日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の北部の境界画定に関する協定及び日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定の締結について承認を求めるの件

本日衆議院から、本院の回付した左の内閣提出案は、同院において本院の修正に同意した旨の通知書を受領した。

労働安全衛生法及びじん肺法の一部を改正する法律案

本日委員長から左の報告書が提出された。

国際観光文化都市の整備のための財政上の措置等に関する法律案可決報告書

労働安全衛生法及びじん肺法の一部を改正する法律案修正議決報告書

北西太平洋のソヴィエト社会主義共和国連邦の地先沖合における千九百七十七年の漁業に関する日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の協定の締結について承認を求めるの件議決報告書

内閣委員会請願審査報告書(第二号)

外務委員会請願審査報告書(第一号)

社会労働委員会請願審査報告書(第一号)

運輸委員会請願審査報告書(第一号)

建設委員会請願審査報告書(第一号)

公害対策及び環境保全特別委員会請願審査報告書(第一号)

ロッキード問題に関する調査特別委員会請願審査報告書(第一号)

予算の執行状況に関する調査報告書

国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査報告書

本日委員長から左の調査について継続調査の要求書が提出された。

内閣委員会

一、国家行政組織及び国家公務員制度等に関する調査

一、国防に関する調査

一、地方行政の改革に関する調査

一、検察及び裁判の運営等に関する調査

一、国際情勢等に関する調査

一、租税及び金融等に関する調査

一、教育、文化及び学術に関する調査

- 一、社会保険制度等に関する調査
- 一、労働問題に関する調査
- 農林水産委員会
- 一、農林水産政策に関する調査
- 商工委員会
- 一、産業貿易及び経済計画等に関する調査
- 運輸委員会
- 一、運輸事情等に関する調査
- 通信委員会
- 一、郵政事業及び電気通信事業の運営並びに電波に関する調査
- 建設委員会
- 一、建設事業並びに建設諸計画に関する調査
- 沖繩及び北方問題に関する特別委員会
- 一、沖繩及び北方問題に関する特別調査
- 災害対策特別委員会
- 一、災害対策樹立に関する調査
- 公害対策及び環境保全特別委員会
- 一、公害及び環境保全対策樹立に関する調査
- 交通安全対策特別委員会
- 一、交通安全対策樹立に関する調査
- 物価等対策特別委員会
- 一、当面の物価等対策樹立に関する調査
- 公職選挙法改正に関する特別委員会
- 一、公職選挙法改正に関する調査
- 科学技術振興対策特別委員会
- 一、科学技術振興対策樹立に関する調査

ロッキード問題に関する調査特別委員会

一、ロッキード問題に関する調査

本日議院運営委員長から左の件について継続審査の要求書が提出された。

議院運営委員会

一、議院及び国立国会図書館の運営に関する件

本日議員から左の質問主意書が提出された。

公害健康被害補償法の費用負担制度に関する質問主意書(香脱タケ子君提出)

社会福祉施設の拡充に関する質問主意書(鈴木一弘君提出)

能登中核工業団地建設に関する質問主意書(近藤忠孝君提出)

コンピナートの防災に関する質問主意書(近藤忠孝君提出)

山間傾斜地における道路の改良、舗装のための特別措置に関する質問主意書(近藤忠孝君提出)

公害健康被害補償法の認定制度改善に関する質問主意書(香脱タケ子君提出)

成田空港の強行開港をめぐる諸問題に関する質問主意書(秦豊君提出)

振動病対策に関する質問主意書(近藤忠孝君提出)

本日左の質問主意書を内閣に転送した。

新日本製鉄株式会社広畑製鉄所における労働災害および時間外労働等に関する質問主意書(近藤忠孝君提出)

福井県若狭湾地帯における原子力発電所の重大な危険から住民を守るための施策に関する質問主意書(近藤忠孝君提出)

木曾谷における木材木工産業振興に関する質問主意書(近藤忠孝君提出)

大学院生の研究・生活条件の改善に関する質問主意書(近藤忠孝君提出)

小中学校の学校建設に対する国庫補助制度の改善に関する質問主意書(近藤忠孝君提出)

群馬県下における国鉄線、国道、河川等の防災促進に関する質問主意書(近藤忠孝君提出)

国鉄における欠員補充と腰痛病対策に関する質問主意書(近藤忠孝君提出)

季節的に人口が急増する観光地における環境整備に関する質問主意書(近藤忠孝君提出)

高等学校の建設費に対する国庫補助の改善に関する質問主意書(近藤忠孝君提出)

上武国道建設および道路予定地における土地改良事業に関する質問主意書(近藤忠孝君提出)

ハンセン氏病患者国立療養所沖繩愛楽園並びに宮古南静園の職員の増員等に関する質問主意書(喜屋武眞榮君提出)

公害健康被害補償法の促進に関する質問主意書(香脱タケ子君提出)

水俣病の認定業務促進に関する質問主意書(星野力君外一名提出)

公害健康被害補償法の補償給付改善に関する質問主意書(香脱タケ子君提出)

公害健康被害補償法の費用負担制度に関する質問主意書(香脱タケ子君提出)

社会福祉施設の拡充に関する質問主意書(鈴木一弘君提出)

能登中核工業団地建設に関する質問主意書(近藤忠孝君提出)

コンピナートの防災に関する質問主意書(近藤忠孝君提出)

山間傾斜地における道路の改良、舗装のための特別措置に関する質問主意書(近藤忠孝君提出)

公害健康被害補償法の認定制度改善に関する質問主意書(香脱タケ子君提出)

成田空港の強行開港をめぐる諸問題に関する質問主意書(秦豊君提出)

振動病対策に関する質問主意書(近藤忠孝君提出)

本日議院において採択した豪雪対策に関する請願外二千六百二件の請願は、即日これを内閣に送付した。

本日国会において承認することを議決した左の件を内閣に送付し、その旨衆議院に通知した。

アメリカ合衆国の地先沖合における漁業に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

経済協力に関する日本国とモンゴル人民共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件

北西太平洋のソヴィエト社会主義共和国連邦の

外務委員会

- 一、核兵器の不拡散に関する条約第三条1及び4の規定の実施に関する日本国政府と国際原子力機関との間の協定の締結について承認を求めるの件(条約第一〇号)
- 二、所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とルーマニア社会主義共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件(条約第一一号)
- 三、所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とブラジル合衆国との間の条約を修正補足する議定書の締結について承認を求めるの件(条約第一二号)
- 四、投資の奨励及び相互保護に関する日本国とエジプト・アラブ共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件(条約第一三号)
- 五、国際海事衛星機構(インマルサット)に関する条約の締結について承認を求めるの件(条約第一四号)
- 六、アジア太平洋電気通信共同体憲章の締結について承認を求めるの件(条約第一五号)
- 七、国際情勢に関する件

大蔵委員会

- 一、有価証券取引税法の一部を改正する法律案（村山喜一君外九名提出、衆法第一四号）
- 二、法人税法の一部を改正する法律案（村山喜一君外九名提出、衆法第一五号）
- 三、所得税法及び有価証券取引税法の一部を改正する法律案（坂口力君外四名提出、衆法第一八号）
- 四、土地増価税法（村山喜一君外九名提出、衆法第一七号）
- 五、法人税法の一部を改正する法律案（坂口力君外四名提出、衆法第一九号）
- 六、銀行法の一部を改正する法律案（村山喜一君外九名提出、衆法第四三号）
- 七、貸金業法案（坂口力君外三名提出、衆法第四九号）
- 八、国の会計に関する件
- 九、税制に関する件
- 一〇、関税に関する件
- 一一、金融に関する件
- 一二、証券取引に関する件
- 一三、外国為替に関する件
- 一四、国有財産に関する件
- 一五、専売事業に関する件
- 一六、印刷事業に関する件

一七、造幣事業に關する件

文教委員会

- 一、文教行政の基本施策に関する件
 - 二、学校教育に関する件
 - 三、社会教育に関する件
 - 四、体育に関する件
 - 五、学術研究及び宗教に関する件
 - 六、国際文化交流に関する件
 - 七、文化財保護に関する件
- 社会労働委員会

商工委員会

- 四、農林水産金融に関する件
 - 五、農林漁業災害補償制度に関する件
- 商工委員会
- 一、日本国と大韓民国との間の兩國に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定の実施に伴う石油及び可燃性天然ガス資源の開発に関する特別措置法案（内閣提出第三〇号）
 - 二、下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律案（松本忠助君外三名提出、衆法第九号）
 - 三、小規模事業者生業安定資金融通特別措置法案（松本忠助君外三名提出、衆法第一〇号）
 - 四、伝統的工芸品産業の振興に関する法律の一部を改正する法律案（松本忠助君外三名提出、衆法第四二号）
 - 五、通商産業の基本施策に関する件
 - 六、中小企業に関する件
 - 七、資源エネルギーに関する件
 - 八、特許及び工業技術に関する件
 - 九、経済の計画及び総合調整に関する件
 - 一〇、私的独占の禁止及び公正取引に関する件
- 件
- 一一、鉱業と一般公益との調整等に関する件

昭和五十二年六月九日 参議院会議録第十八号 議長の報告事項

運輸委員会

- 一、地方陸上交通事業維持整備法案（久保三郎君外三十八名提出、衆法第二四号）
- 二、中小民営交通事業者の経営基盤の強化に関する臨時措置法案（久保三郎君外三十八名提出、衆法第二五号）
- 三、交通事業における公共割引の国庫負担に関する法律案（久保三郎君外三十八名提出、衆法第二六号）
- 四、中小民営交通事業金融公庫法案（久保三郎君外三十八名提出、衆法第二七号）
- 五、国有鉄道運賃法及び日本国有鉄道法の一部を改正する法律案（内閣提出第一一号）
- 六、陸運に関する件
- 七、海運に関する件
- 八、航空に関する件
- 九、日本国有鉄道の経営に関する件
- 一〇、港湾に関する件
- 一一、海上保安に関する件
- 一二、観光に関する件
- 一三、気象に関する件

通信委員会

- 一、通信行政に関する件

二、郵政事業に関する件

- 三、郵政監察に関する件
- 四、電気通信に関する件
- 五、電波監理及び放送に関する件

建設委員会

- 一、住宅基本法案（岡本富夫君外二名提出、衆法第七号）
- 二、公営住宅法の一部を改正する法律案（岡本富夫君外二名提出、衆法第八号）
- 三、住宅保障法案（下平正一君外六名提出、衆法第三三三号）
- 四、日本住宅公団法の一部を改正する法律案（岡本富夫君外二名提出、衆法第四八号）
- 五、建設行政の基本施策に関する件
- 六、都市計画に関する件
- 七、河川に関する件
- 八、道路に関する件
- 九、住宅に関する件
- 一〇、建築に関する件
- 一一、国土行政の基本施策に関する件

予算委員会

- 一、予算の実施状況に関する件

決算委員会

- 一、昭和五十年年度一般会計歳入歳出決算
昭和五十年年度特別会計歳入歳出決算
昭和五十年年度国税収納金整理資金受払計算書
- 二、昭和五十年年度国有財産増減及び現在額總計算書
- 三、昭和五十年年度国有財産無償貸付状況總計算書
- 四、歳入歳出の実況に関する件
- 五、国有財産の増減及び現況に関する件
- 六、政府関係機関の経理に関する件
- 七、国が資本金を出資している法人の会計に関する件
- 八、国または公社が直接または間接に補助金、奨励金、助成金等を交付したまたは貸付金、損失補償等の財政援助を与えているものの会計に関する件

議院運営委員会

- 一、国会法等改正に関する件
- 二、議長よりの諮問事項
- 三、その他議院運営委員会の所管に属する事項

災害対策特別委員会

- 一、災害対策に関する件
- 公職選挙法改正に関する調査特別委員会
- 一、公職選挙法改正に関する件
- 科学技術振興対策特別委員会
- 一、原子力基本法等の一部を改正する法律案（内閣提出第二五号）
- 二、日本原子力船開発事業団法の一部を改正する法律案（内閣提出第二二二号）
- 三、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第七五号）
- 四、科学技術振興対策に関する件
- 石炭対策特別委員会
- 一、石炭対策に関する件
- 公害対策並びに環境保全特別委員会
- 一、環境影響事前評価による開発事業の規制に関する法律案（十井たか子君外四名提出、衆法第三四号）
- 二、環境影響事前評価による開発事業の規制に関する法律案（古寺宏君外二名提出、衆法第三九号）
- 三、公害対策並びに環境保全に関する件

物価問題等に関する特別委員会

一、物価問題等に関する件

交通安全対策特別委員会

一、交通安全対策に関する件

沖縄及び北方問題に関する特別委員会

一、沖縄及び北方問題に関する件

ロッキード問題に関する調査特別委員会

一、ロッキード問題に関する件

〔参照〕

六月八日 午前十時 本会議

会議を開くに至らなかった。

昭和五十二年六月九日 参議院會議録第十八号

六四六

昭和五十二年三月三十一日
第三編 郵便物 可

定価 一部 一〇円

発行所

東京都港区赤坂表町二番地 郵便番号一〇七
大蔵省印刷局
電話 東京 五八二四四二一(大代)